

オーストラリアの政府間財政関係概要

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 255 (May 28, 2004)

財団法人自治体国際化協会
(シドニー事務所)

目 次

はじめに

| | |
|---------------------|----|
| 概要 | 1 |
| 第1章 政府の概要 | 1 |
| 第1節 政府構造 | 1 |
| 第2節 州と地方自治体 | 1 |
| 第3節 政府間の意見調整 | 2 |
| 1 首相会議 | 3 |
| 2 オーストラリア政府間評議会 | 3 |
| 3 閣僚協議会 | 3 |
| 4 常任委員会 | 4 |
| 5 起債委員会 | 4 |
| 第2章 財政の概要 | 5 |
| 第1節 政府部門の財政規模 | 5 |
| 第2節 歳出 | 5 |
| 第3節 歳入 | 6 |
| 1 歳入内訳 | 6 |
| 2 歳入内訳 | 6 |
| 第4節 州・地方税 | 7 |
| 1 州税 | 7 |
| 2 地方税 | 8 |
| 第5節 借入金 | 8 |
| 第6節 その他の収入 | 9 |
| 第3章 連邦・州・地方自治体間財政関係 | 10 |
| 第1節 政府間財政移転の概況 | 10 |
| 第2節 財政移転の必要性 | 10 |
| 第3節 州への財政移転 | 10 |
| 1 歳入に占める割合 | 13 |
| 2 財政移転の種類 | 13 |
| 3 財政移転額 | 15 |
| 第4節 地方自治体への財政移転 | 18 |
| 1 歳入に占める割合 | 18 |
| 2 連邦から地方自治体 | 18 |
| 3 州から地方自治体 | 21 |
| 第5節 2000年税制改革 | 21 |
| 1 改革の概要 | 21 |
| 2 改革の経緯 | 22 |

| | | |
|-----------|----------------------|----|
| 3 | 改革による財政移転額の変化 | 22 |
| 第4章 | 州間・州内地方自治体間財政調整制度 | 24 |
| 第1節 | 州間の財政調整 | 24 |
| 1 | 財政調整の方法 | 24 |
| 2 | 連邦交付金委員会の役割 | 24 |
| 3 | 補正係数の計算方法 | 24 |
| 4 | 州間財政調整の効果 | 27 |
| 5 | 2000年税制改革と州間財政調整の関係 | 29 |
| 第2節 | 州内地方自治体間と財政調整 | 30 |
| 1 | 財政調整の方法 | 30 |
| 2 | 各州の地方自治体交付金委員会の役割 | 31 |
| 3 | 分配額の計算方法 | 31 |
| 参考 | | 34 |
| 第1節 | 地方自治体への負担転嫁に関する下院報告書 | 34 |
| 1 | 報告書について | 34 |
| 2 | 勧告内容 | 34 |
| 第2節 | 関係者インタビュー | 37 |
| 1 | 連邦財務省 | 37 |
| 2 | 連邦交付金委員会 | 38 |
| 参考文献・連絡先等 | | 41 |

はじめに

オーストラリアで「政府」(ガヴァメント)と言えば、通常州を意味する。連邦制のもとで、内政に関する州の権限は強い。歴史的には、連邦も地方自治体も州の創造物と言える。

しかしながら州は、財政面では連邦に大きく依存する。比較的小さな州だけでなく、最も経済的に大きなニュー・サウス・ウェールズ州(NSW)でも例外ではない。州は、わが国の住民税に相当する税を有さず、近年導入されたGSTも連邦が徴収する。

一方で、地方自治体は財政面では比較的独立性があるが、州の強い統制のもとにおかれる。

一般に、自前の財源(税)があることが、強固な地方自治の前提と考えられているが、オーストラリアの政府間関係の姿は、一見これと合致しない。

本調査が、この興味深いオーストラリアの政府間財政関係を理解する上で、日本の地方自治関係者の一助となれば幸いである。

(財)自治体国際化協会 シドニー事務所長

注1)本文中では、特に断りが無い限り、州および特別地域の名称を以下の通り省略する。

NSW：ニュー・サウス・ウェールズ州

VIC：ヴィクトリア州

QLD：クイーンズランド州

SA：サウス・オーストラリア州

WA：ウェスタン・オーストラリア州

TAS：タスマニア州

NT：ノーザン・テリトリー

ACT：首都特別地域（キャンベラ）

注2)本文中では、特に断りが無い限り、州および特別地域を総称して「州」と記述する。

注3)オーストラリアの会計年度は、7月1日から6月30日までであり、本文中、例えば2003-04とは2003年7月1日から2004年6月30日までの年度のことである。

概要

第1章 政府の概要

オーストラリアの政府構造は、連邦、6つの州および2つの特別地域、地方自治体からなる。オーストラリア政府間評議会（COAG）が連邦と州（および地方自治体）の調整に関する最高決定機関であり、構成メンバーは、連邦首相、各州首相、特別地域首席大臣および地方自治体協会会長である。財政に関する政府間協議機関としては、連邦・州間財政関係閣僚協議会がある。

第2章 財政の概要

国内総支出に対する政府部門の財政規模は約22%である。

歳出面では、全政府歳出のうち連邦が約53%、州が約39%、地方自治体が約6%をそれぞれ占めている。連邦は社会保障、年金、防衛など、州は、教育、警察、交通など幅広い行政分野、地方自治体は、地方道整備、居住環境整備など住民に身近な行政分野をそれぞれ担当している。

歳入面では、連邦は、税収が歳入の9割以上を占める。州の歳入は、補助金・交付金の割合が5割弱である。地方自治体は、税収が歳入の4割弱あるほか、歳入の3割強が使用料・手数料収入である。

第3章 連邦・州・地方自治体間財政関係

オーストラリアでは、連邦と州との間で歳入・歳出の不均衡が生じている。理由は、所得税および物品・サービス税の大半を連邦政府が独占し、連邦税収が総税収の8割程度を占めているからである。このため、連邦から州への財政移転が行われてきた。連邦から州への財政移転は、2000年税制改革で導入されたGST（Goods and Services Tax）交付金など用途を指定しない交付金と、特定目的補助金（SPPs）を通じて行われる。

地方自治体への財政移転は、連邦から用途を指定せずに州を通じて交付する財政援助交付金（FAGs）と、州を介さず直接補助する特定目的補助金（SPPs）を通じて行われる。州は地方自治体へ特定目的補助金を交付する。

2000年税制改革によりGSTが導入された。GSTは連邦が徴収し、税徴収にかかる事務費を除いて全てが州に支払われる。これに伴い、交付金総額の決定過程が不透明で予測しにくいと評価されていた州に対する財政援助交付金（FAGs）と、課税標準が狭く非効率で不公平とされていた幾つかの州税を廃止した。改革により、州は独自財源の一部を失い歳入に占める連邦からの交付金の割合が増えることになったが、予測し易く伸張性のある歳入を得ることになった。

第4章 州間・州内地方自治体間財政調整制度

州間財政調整は、GST交付金の分配を通じて行われている。連邦交付金委員会（CGC）が水平的衡平の原則に基づき算定した人口一人当たりの補正係数を連邦に勧告し、連邦がその補正係数を分配額決定の際に適用することで、連邦から州への財政

移転と同時に州間財政調整を行う仕組みである。

州内地方自治体間財政調整は、連邦からの財政援助交付金（一般目的交付金と地方道路交付金）の交付を通じて行われる。この交付金は州を通じて交付され、その際に各州の地方自治体交付金委員会が水平的衡平の原則に基づき分配額を算定する。

参考

下院常任委員会は、地方自治体への負担転嫁に関する報告書をまとめた。政府間財政関係、特に連邦と地方自治体との結びつきを強化する勧告が行われており、このことについてオーストラリア政府間評議会（COAG）を 2005 年に開催するよう勧告している。

第1章 政府の概要

第1節 政府構造

オーストラリアの政府構造は、連邦（Commonwealth）、州（State）および特別地域（Territory）、地方自治体（Local Government）からなる。

各層政府の行政分野は、表1のとおり。

表1 各層政府の行政分野

| 連 邦 | 州 特別地域 | 地方自治体 |
|---|--|--|
| 連邦憲法に規定されている権限（連邦に専属する権限と州と共管の権限とがある。） （例） ・外 交 ・防 衛 ・電波管理 ・高速道路 ・出入国管理 ・年 金 | 連邦に専属する権限以外の権限 （例） ・警 察 ・消 防 ・救 急 ・公立学校 ・公立病院 ・環境保全 | 各州の地方自治体法により付与された権限 （例） ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 |

（注）首都特別地域（キャンベラ）では、首都特別地域政府が州政府及び自治体の機能を果たしている。

連邦政府は、防衛、外交、貿易、移民などの行政分野を主に担当しており、州および特別地域は、警察、公衆衛生、教育、交通など、連邦専属以外の全ての行政分野を担当している。地方自治体は、その属する州・特別地域により業務範囲が異なるが、主に、地方道、上下水道、公衆衛生、建築確認などを業務分野としている。

第2節 州と地方自治体

オーストラリアには、6つの州と、自治政府としての機能を持つ2つの特別地域がある。それぞれ次のとおり。

（州）

ニュー・サウス・ウェールズ州（NSW）

ヴィクトリア州（VIC）

クイーンズランド州（QLD）

サウス・オーストラリア州（SA）

ウェスタン・オーストラリア州（WA）

タスマニア州（TAS）

（特別地域）

ノーザン・テリトリー（NT）

首都特別地域（ACT）

各州の面積および人口は表2のとおり。

表2 各州の面積および人口
(人口は1999年6月30日現在)

| 州名 | 面積 | | 人口 | |
|--------------------------|--------------------|--------|--------|--------|
| | (km ²) | 割合(%) | (千人) | 割合(%) |
| NSW | 800,642 | 10.4% | 6,412 | 33.8% |
| VIC | 227,416 | 3.0% | 4,712 | 24.8% |
| QLD | 1,730,648 | 22.5% | 3,512 | 18.5% |
| SA | 983,482 | 12.7% | 1,493 | 7.9% |
| WA | 2,529,875 | 33.0% | 1,861 | 9.8% |
| TAS | 68,401 | 0.9% | 470 | 2.5% |
| NT | 1,349,129 | 17.5% | 193 | 1.0% |
| ACT | 2,358 | 0.1%以下 | 310 | 1.6% |
| オーストラリア全体 ^(注) | 7,692,024 | 100.0% | 18,967 | 100.0% |

(注)「オーストラリア全体」にはその他地域・島等が含まれるため、各州の単純合計とは一致しない。

(出典：Year Book Australia 2003 1.1, 5.11：Australian Bureau of Statistics)

各州の地方自治体の数は、表3のとおり。

表3 地方自治体の数
(2003年11月現在)

| | NSW | VIC | QLD | WA | SA | TAS | NT ^(注) | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------------------|-----|
| 自治体数 | 172 | 79 | 125 | 142 | 69 | 29 | 69 | 685 |

(注)NTの地方自治体数には、アボリジニ（オーストラリア先住民）住民のコミュニティを基礎とする自治団体（コミュニティカウンスル）を含む。

(出典：The Australian Local Government Guide, Edition 38：Crown Content)

地方自治体の面積は、約1.5km²のPeppermint Grove Shire(WA)から、約38万km²(ほぼ日本と同じ)のEast Pilbara Shire(WA)まで様々である。人口は、へき地の500人未満の自治体から、88万人のブリスベン市(QLD)まで多様であるが、人口1万人以下の自治体が多い。オーストラリアでは砂漠などの人口の希薄な地域では地方自治体が設置されていないところも多く、例えば、NTでは地方自治体の設置されている区域の面積の合計は総面積の5%を占めるに過ぎない。

第3節 政府間の意見調整

連邦と州(および地方自治体)の意見調整を行う場としては、次のものがある。なお、オーストラリアには日本の全国知事会にあたるような各州首相の連合組織は、現在の所、組織されていない。

1 首相会議 (Premiers' Conference)

連邦と州との間の課題（特に財政面）を検討する場として機能していたが、連邦・州間財政関係に関する閣僚協議会（後述）が 1999 年 7 月 1 日に設立されたため開催の必要性が無くなっている。政府間の重要課題については、オーストラリア政府間評議会（後述）が引き続き協議の場として機能している。

2 オーストラリア政府間評議会 (Council of Australian Governments : COAG)

オーストラリア政府間協議会 (COAG) は、1992 年 5 月に開催された連邦首相、各州首相、特別地域首席大臣およびオーストラリア地方自治体協会 (Australian Local Government Association : ALGA) 会長が出席した会議で設立が決定し 1992 年 12 月 7 日に最初の会議を開催した。

オーストラリア政府間協議会の役割は、次のとおり。

- ・ 全国的な課題において政府間の協力関係を強固にすること。
- ・ 統合された効率的な経済環境や全国単一市場を達成する改革のために政府間協力関係を築くこと。
- ・ 政府の構造改革と全国的な課題に調和した政府間関係の見直しを続けること。
- ・ 協定によりその他の主要課題の解決を図ること。

2000 年以降、首相会議は開催されず、オーストラリア政府間評議会が政府間意見調整の最高決定機関としての役割を担っている。

構成メンバーは、連邦首相、各州首相、特別地域首席大臣およびオーストラリア地方自治体協会 (ALGA) 会長である。

評議会は、他の政府に影響を与える、もしくは協力が必要となる政策に関して議論する他、各行政分野別に 40 以上ある閣僚協議会（後述）も管轄しており、政策実施過程で生じた閣僚協議会では解決できない課題についても話し合う。

事務局は首相府に置かれている。

3 閣僚協議会 (Ministerial Councils)

オーストラリア政府間評議会で決定した政策の実施面について協議するもので、各行政分野別に 40 以上ある。オーストラリア政府間協議会が合意した運営基準 (Broad Protocols for the Operation of Ministerial Councils : COAG Communique 7 Dec 1992) に基づき運営されている。

基本的には各行政分野を担当する各政府大臣で構成されるが、分野によっては他国（ニュージーランド、パプアニューギニア）も参加している。地方自治体に関わりが深い分野については、オーストラリア地方自治体協会も参加している。

1999 年 7 月 1 日に、連邦・州間財政関係の改革に関する政府間協定 (Intergovernmental Agreement on the Reform of Commonwealth-State Relations : IGA) に基づき設立された連邦・州間財政関係に関する閣僚協議会 (Ministerial Council for Commonwealth-State

Financial Relations)も閣僚協議会の一つである。この構成メンバーは、連邦財務大臣、各州の財務大臣（または指名された代表者）で、連邦財務大臣が議長を務める。事務局は財務省に置かれている。

4 常任委員会 (Standing Committee)

オーストラリア政府間評議会や閣僚協議会をサポートするために設置されている。

構成メンバーは、首相府や各州各省の代表者やオーストラリア地方自治体協議会の代表者などである。

常任委員会は事務レベルでの協議の場で、オーストラリア政府間評議会や閣僚協議会での政策決定事項の実施面での具体的な課題について協議する。更に下部組織を設立する場合もある。

5 起債委員会 (Australian Loan Council)

資本市場での連邦と各州間の競争を避けるために、起債の時期、借入条件などの調整を図ることを目的として1927年に設立された。

構成メンバーは、連邦財務大臣、各州首相・特別地域首席大臣または財務大臣で、連邦財務大臣が議長を務める。

以前は、起債委員会が起債制限額を決定し、各州は“紳士協定”のもとでこれを尊重することになっており、その限りにおいて拘束力があつた。しかし、現在の起債委員会は財政協定法 (Financial Agreement Act 1994) に基づき、借入金の状況を監視し、公的部門の財政の透明性を高めることを役割としている。州別の推奨起債枠 (Loan Council Allocations) を示すが、これは拘束力を有しない。

事務局は財務省に置かれている。

第2章 財政の概要

第1節 政府部門の財政規模

政府部門の財政規模を年度別の推移で見ると表4のとおり。

表4 政府部門の財政規模の推移
(百万豪ドル)

| 項目 | 1996-97 | 1997-98 | 1998-99 | 1999-00 | 2000-01 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最終消費支出 | | | | | |
| 政府部門 | 96,176 | 101,332 | 108,215 | 118,038 | 125,189 |
| 民間部門 | 314,565 | 335,101 | 354,951 | 374,712 | 402,685 |
| 総固定資本形成 | | | | | |
| 政府部門 | 22,551 | 20,748 | 24,875 | 25,155 | 25,819 |
| 民間部門 | 95,040 | 108,722 | 112,831 | 123,896 | 115,431 |
| 在庫品増減 | -10 | 62 | 5,152 | 1,761 | 366 |
| 国内総支出 | 528,320 | 565,967 | 606,021 | 643,566 | 669,487 |
| 政府部門合計 | 118,727 | 122,080 | 133,090 | 143,193 | 151,008 |
| 政府部門の割合 | 22.5% | 21.6% | 22.0% | 22.2% | 22.6% |

(出典：YEAR BOOK AUSTRALIA 2003 29.5：Australian Bureau of Statistics)

第2節 歳出

連邦、州、地方自治体の一般政府部門の目的別歳出決算額は表5のとおり。

表5 一般政府部門目的別歳出決算額 (2001-02)
(百万豪ドル)

| 歳出区分 | 連邦 | | 州 | | 地方自治体 | | 全政府 ^(注) | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------------------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 社会保障・福祉 | 69,080 | 35.7% | 6,219 | 6.0% | 932 | 5.6% | 74,551 | 28.5% |
| 保健 | 27,613 | 14.3% | 24,079 | 23.1% | 263 | 1.6% | 44,327 | 16.9% |
| 教育 | 11,701 | 6.0% | 27,102 | 26.0% | 46 | 0.3% | 37,546 | 14.3% |
| 一般公共サービス | 9,807 | 5.1% | 4,970 | 4.8% | 2,886 | 17.4% | 16,243 | 6.2% |
| 公債費・退職年金支出 | 10,498 | 5.4% | 4,954 | 4.8% | 400 | 2.4% | 15,636 | 6.0% |
| 交通・通信 | 2,647 | 1.4% | 9,502 | 9.1% | 4,637 | 28.0% | 14,098 | 5.4% |
| 防衛 | 12,017 | 6.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 12,017 | 4.6% |
| 公共秩序・安全 | 1,855 | 1.0% | 9,562 | 9.2% | 344 | 2.1% | 11,535 | 4.4% |
| 住宅・居住環境整備 | 2,210 | 1.1% | 5,991 | 5.7% | 3,810 | 23.0% | 10,011 | 3.8% |
| その他経済サービス | 3,895 | 2.0% | 3,783 | 3.6% | 544 | 3.3% | 8,107 | 3.1% |
| レクリエーション・文化 | 2,030 | 1.0% | 2,597 | 2.5% | 2,167 | 13.1% | 6,535 | 2.5% |
| 燃料・エネルギー | 3,052 | 1.6% | 1,068 | 1.0% | 9 | 0.1% | 4,105 | 1.6% |
| 農林水産業 | 1,691 | 0.9% | 2,382 | 2.3% | 26 | 0.2% | 3,905 | 1.5% |
| 鉱業・製造業・建設 | 1,686 | 0.9% | 760 | 0.7% | 169 | 1.0% | 2,614 | 1.0% |
| その他 | 33,625 | 17.4% | 1,290 | 1.2% | 317 | 1.9% | 801 | 0.3% |
| 合計 | 193,406 | 100.0% | 104,262 | 100.0% | 16,551 | 100.0% | 262,032 | 100.0% |

(注)「全政府」には複数政府が管轄する部門(主に公立大学)を含む。また、政府間財政移転を含まないため各政府歳出の単純合計とは一致しない場合がある。

(出典：Government Finance Statistics 5512.0 2001-02 Table 31, 32：Australian Bureau of Statistics)

連邦は、社会保障・福祉（主に年金）や防衛など連邦に専属する行政分野以外の業務も行っている。州は、教育、保健のほか、公共秩序・安全（主に警察）、交通・通信など、幅広い行政分野を担当している。地方自治体は、交通・通信（主に地方道整備）住宅・居住環境整備など、住民に身近な行政分野を担当している。

第3節 歳入

1 歳入内訳

連邦、州、地方自治体の一般政府部門の歳入決算額は表6のとおり。

表6 一般政府部門歳入決算額（2001-02）

（百万豪ドル）

| 歳入区分 | 連邦 | | 州 | | 地方自治体 | | 全政府 ^(注) | |
|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------------------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 税収 | 177,237 | 93.4% | 33,263 | 31.2% | 6,749 | 38.3% | 216,915 | 83.0% |
| 補助金・交付金 | 0 | 0.0% | 50,752 | 47.6% | 2,154 | 12.2% | 57 | 0.0% |
| 使用料・手数料 | 3,784 | 2.0% | 9,980 | 9.4% | 5,759 | 32.7% | 22,996 | 8.8% |
| 公営企業収益金 | 454 | 0.2% | 306 | 0.3% | 41 | 0.2% | 825 | 0.3% |
| その他収益金 | 733 | 0.4% | 204 | 0.2% | 328 | 1.9% | 1,255 | 0.5% |
| 利子収入 | 4,766 | 2.5% | 2,875 | 2.7% | 11 | 0.1% | 7,708 | 2.9% |
| その他 | 2,785 | 1.5% | 9,322 | 8.7% | 257 | 1.5% | 11,666 | 4.5% |
| 合計 | 189,759 | 100.0% | 106,702 | 100.0% | 17,620 | 100.0% | 261,422 | 100.0% |

（注）「全政府」には複数政府が管轄する部門（主に公立大学）を含む。また、政府間財政移転を含まないため各政府歳出の単純合計とは一致しない場合がある。

（出典：Government Finance Statistics 5512.0 2001-02 Table 1：Australian Bureau of Statistics）

連邦は、税収が歳入の9割以上を占める。州の歳入は、補助金・交付金の割合が5割弱である。地方自治体は、税収が歳入の4割弱あるほか、歳入の3割強が使用料・手数料収入である。

2 税収内訳

連邦と州および地方自治体の税収の税目別内訳は表7のとおり。

表7 連邦と州および地方自治体の税収（2001-02）
（百万豪ドル）

| 連邦 | | |
|----------|---------|--------|
| 税目 | 金額 | 構成比 |
| 所得税 | 119,032 | 67.2% |
| うち 個人所得税 | 87,223 | 49.2% |
| 法人所得税 | 28,439 | 16.0% |
| 物品・サービス税 | 53,654 | 30.3% |
| うち GST | 27,389 | 15.5% |
| 個別物品税 | 19,630 | 11.1% |
| 関税 | 5,214 | 2.9% |
| その他連邦税 | 4,551 | 2.6% |
| 連邦税収合計 | 177,237 | 100.0% |

| 州 + 地方自治体 | | |
|-------------|--------|--------|
| 税目 | 金額 | 構成比 |
| 給与税 | 9,665 | 24.2% |
| うち 支払給与税 | 9,665 | 24.2% |
| 資産税 | 19,182 | 48.0% |
| うち 土地税 | 2,172 | 5.4% |
| レイト | 6,804 | 17.0% |
| 印紙税 | 8,515 | 21.3% |
| 物品・サービス税 | 6,548 | 16.4% |
| うち 賭博税 | 3,707 | 9.3% |
| 保険税 | 2,836 | 7.1% |
| 物品等利用税 | 4,607 | 11.5% |
| うち 自動車税 | 4,291 | 10.7% |
| 営業許可税 | 13 | 0.0% |
| 州+地方自治体税収合計 | 40,002 | 100.0% |

（出典：Government Finance Statistics 5512.0 2001-02 Table 31, 32
：Australian Bureau of Statistics）

第4節 州・地方税

1 州税

主な州税は次のとおり。

- ・ 支払給与税（Payroll Tax）
使用者に賦課される税で、被用者への給与（現金以外の特典等も含む）が課税標準である。
- ・ 土地税（Land Tax）
土地の利用区分に応じて土地の価値に賦課される税である。
- ・ 賭博税（Gambling Tax）
 - ゲーム機税（Gambling Machine Tax）
ゲーム機設置許可を受けた酒場等に賦課される税で、各ゲーム機から得られた総収入（利用者の損失相当額）が課税標準である。

- 宝くじ・サッカー賭博税 (Lotto, Lotteries and Soccer Pools Tax)
出資金を課税標準とする。
- カジノ税 (Casino Tax)
カジノ経営者に賦課される税で、カジノから得られた総収入 (利用者の損失相当額) が課税標準である。
- 保険税 (Insurance Tax)
 - 一般保険税 (General Insurance Duty)
個人向けの任意自動車保険、雇用補償保険、家財保険等、様々な保険証券に賦課される税で、年間保険料を課税標準とする。
- 自動車税 (Motor Vehicle Taxes)
 - 自動車登録税 (Motor Vehicle Registration Duty)
新車登録または所有者変更登録に際して所有者に賦課される税で、自動車価格を課税標準とする。(毎年支払う必要がある自動車登録料金とは異なる。)
 - 自動車重量・エンジン容量税 (Motor Vehicle Weight / Engine Capacity Tax)
登録時に同時に所有者に賦課される税で、自動車重量および (または) エンジン容量を課税標準とする。

2 地方税 (地方自治体税)

- レイト (Rate)
地方自治体内の土地所有者に賦課される税で、土地の評価額を課税標準とする。細部は州により異なるが、NSW では、家屋及び償却資産は、評価、課税の対象とはならない。税率は地方自治体により異なる。NSW では、1984 年以降毎年州政府により上限税率が設定されており、地方自治大臣の許可なしに上限税率を超えて課税することは出来ない。

第5節 借入金

連邦、州、地方自治体一般政府部門の借入金残高の推移は表8のとおり。
いずれも借入金残高は減少している。

表8 一般政府部門借入金残高の推移
(百万豪ドル)

| 基準日 (6月30日) | 連邦 | 州 | 地方自治体 | 全政府 ^(注) |
|-------------|--------|--------|-------|--------------------|
| 2000年 | 89,133 | 35,461 | 5,429 | 128,729 |
| 2001年 | 82,111 | 30,128 | 5,289 | 115,756 |
| 2002年 | 78,913 | 29,325 | 5,281 | 113,022 |

(注) 「全政府」には複数政府が管轄する部門 (主に公立大学) を含む。また、政府間財政移転を含まないため各政府借入金残高の単純合計とは一致しない。

(出典: Government Finance Statistics 5512.0 1999-00、2000-01、2001-02 Table 7:
Australian Bureau of Statistics)

オーストラリアでは、資本市場での連邦と各州間の起債条件等の競合を避けるため、起債委員会（Loan Council）が公的部門の起債に関する調整を行ったうえで起債制限額を決定し、各州が“紳士協定”のもとでそれを尊重することになっていた。しかし、各州が“紳士協定”の適用を受けない方法での資金調達を増やしたため、1993年以降は、各州の借入れに制限は設けられていない。

現在は、起債委員会が、起債委員会の推奨する起債枠（Loan Council Allocations）を示すに留まっている。起債委員会の推奨する起債枠は、一般政府部門の財政状況、公営企業の正味財政需要およびその他の需要から構成される正味借入れ金額と、財政需要、公共事業の必要性および総借入れ額のマクロ経済への影響を考慮して計算される額で、公的部門の財政の透明性を高めることが目的であり、各州の借入れを制限するものではない。

第6節 その他の収入

使用料、手数料、投資による収入、公営企業の収益金などがある。例えば、地方自治体の使用料、手数料収入としては、次のようなものがある。

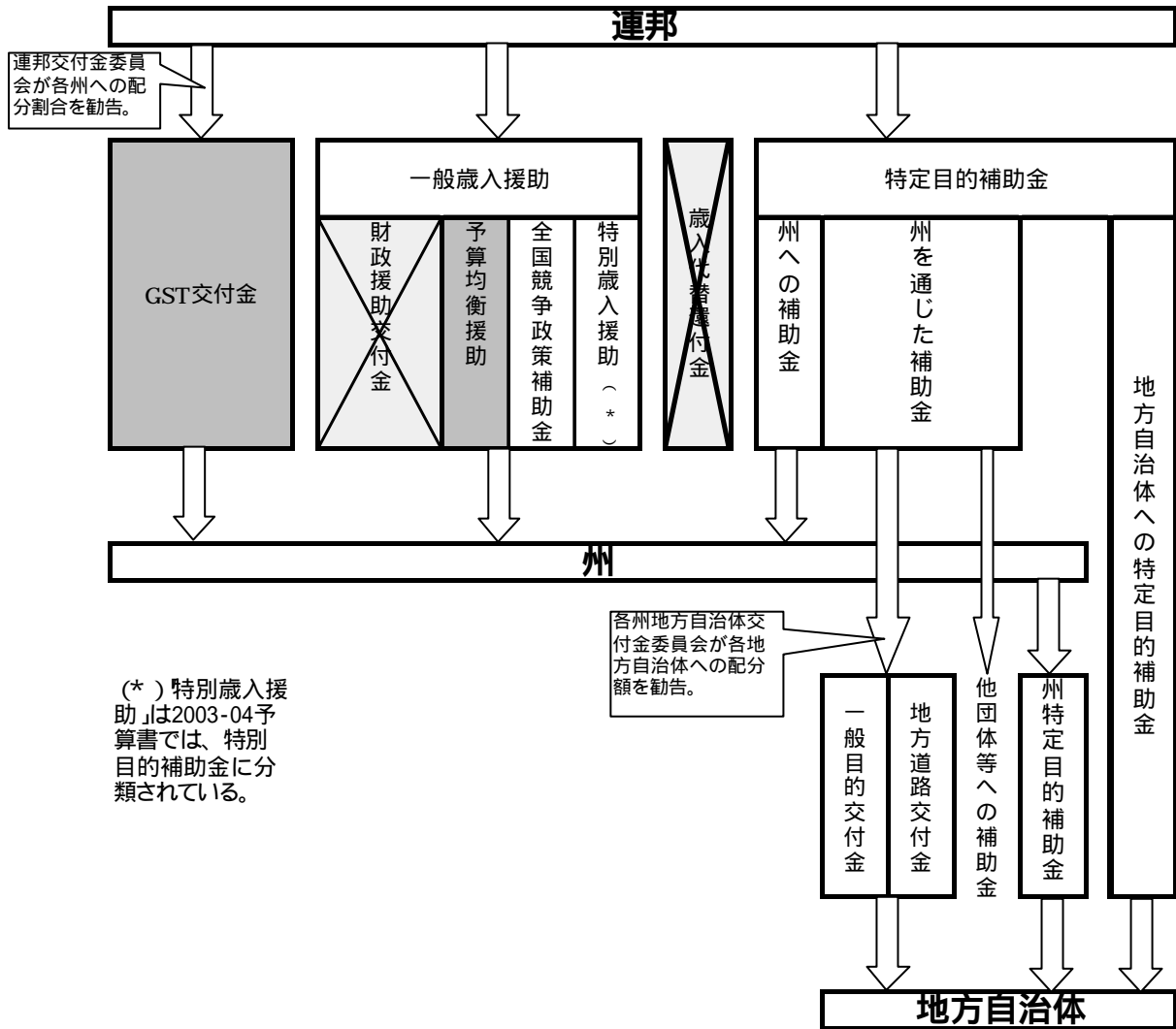
- 道路への駐車料金、違法駐車に対する反則金
- 博物館などの入場料
- プールや運動場などの使用料
- 児童福祉施設などの利用料
- 動物登録料
- オープンカフェなどの道路占有料

第3章 連邦・州・地方自治体間財政関係

第1節 政府間財政移転の概況

連邦・州・地方自治体間の財政移転の概況について概念図で示すと図1のとおりとなる。図中の網掛け部分は、2000年税制改革（後述）により、GST 交付金と予算均衡援助が新設され、財政援助交付金と歳入代替還付金が廃止されたことを示す。

図1 政府間財政移転概念図



第2節 財政移転の必要性

全政府に占める各政府の歳入・歳出割合の推移は表9のとおり。

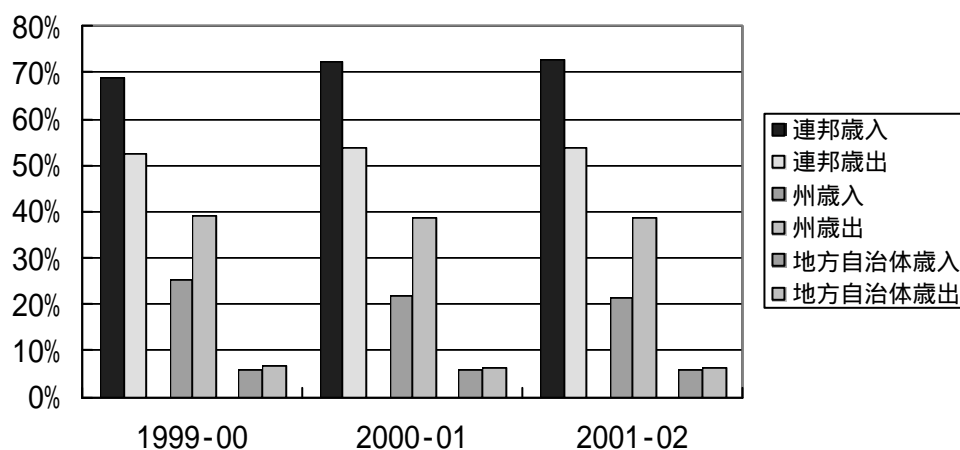
表9 全政府に占める各政府の歳入・歳出の割合（一般政府部門）
（百万豪ドル）

| | 1999-00 | | 2000-01 | | 2001-02 | |
|-----------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 連邦歳入 | 166,617 | 68.7% | 185,379 | 72.2% | 189,759 | 72.6% |
| 州歳入 | 95,520 | | 101,019 | | 106,702 | |
| うち交付金・補助金 | 33,612 | | 44,501 | | 50,752 | |
| 差引州歳入 | 61,908 | 25.5% | 56,518 | 22.0% | 55,950 | 21.4% |
| 地方自治体歳入 | 16,130 | | 16,925 | | 17,620 | |
| うち交付金・補助金 | 2,051 | | 2,147 | | 2,154 | |
| 差引地方自治体歳入 | 14,079 | 5.8% | 14,778 | 5.8% | 15,466 | 5.9% |
| 全政府 ^(注) 歳入 | 242,443 | 100.0% | 256,855 | 100.0% | 261,422 | 100.0% |
| 連邦歳出 | 154,373 | | 180,572 | | 193,406 | |
| うち他政府への交付金 | 35,686 | | 46,884 | | 52,959 | |
| 差引連邦歳出 | 118,687 | 52.6% | 133,688 | 53.7% | 140,447 | 53.6% |
| 州歳出 | 91,022 | | 99,070 | | 104,140 | |
| うち他政府への交付金 | 2,443 | | 2,817 | | 2,816 | |
| 差引州歳出 | 88,579 | 39.3% | 96,253 | 38.7% | 101,324 | 38.7% |
| 地方自治体歳出 | 14,841 | 6.6% | 15,726 | 6.3% | 16,551 | 6.3% |
| 全政府 ^(注) 歳出 | 225,661 | 100.0% | 248,916 | 100.0% | 262,032 | 100.0% |

(注) 「全政府」には複数政府が管轄する部門（主に公立大学）を含む。

これを図で示すと図2のとおり。

図2 各政府歳入・歳出の割合



(出典：Government Finance Statistics 5512.0 1999-00, 2000-01, 2001-02 Table 1 : Australian Bureau of Statistics)

連邦は、全政府に占める歳入の割合が、歳出の割合に比べ多く、州は、全政府に占める歳入の割合が、歳出の割合に比べ少なくなっている。地方自治体は、全政府に占める歳入

の割合が、歳出の割合とほぼ同等である。

このように、特に連邦と州との間で、歳入・歳出の不均衡が生じている。これは、総税収に占める連邦税収の割合が8割程度であることが、主な原因である。

総税収に占める連邦、州、地方自治体の税収の割合およびその推移は表10のとおり。

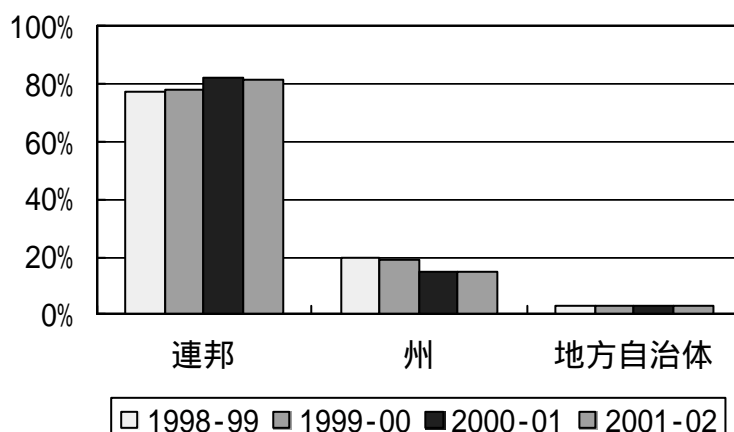
表10 総税収に占める連邦、州、地方自治体の税収割合
(百万豪ドル)

| | 1998-99 | 1999-00 | 2000-01 | 2001-02 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 連邦税収 | 139,378 | 152,576 | 175,010 | 177,237 |
| 他政府からの税収 | 172 | 54 | 40 | 71 |
| 差引連邦税収 | 139,206 | 152,522 | 174,970 | 177,166 |
| 州税収 | 35,370 | 37,825 | 32,605 | 33,263 |
| 他政府からの税収 | 221 | 223 | 230 | 264 |
| 差引州税収 | 35,150 | 37,602 | 32,376 | 33,000 |
| 地方自治体税収 | 5,726 | 6,018 | 6,396 | 6,749 |
| 合計 | 180,081 | 196,141 | 213,741 | 216,915 |
| 連邦 | 77.3% | 77.8% | 81.9% | 81.7% |
| 州 | 19.5% | 19.2% | 15.1% | 15.2% |
| 地方自治体 | 3.2% | 3.1% | 3.0% | 3.1% |

(出典：Taxation Revenue 5506 2001-02 Table 2 : Australian Bureau of Statistics)

これを図で示すと図3のとおり。

図3 各政府の税収割合



(出典：Taxation Revenue 5506 2001-02 Table 2 : Australian Bureau of Statistics)

総税収に占める連邦税収の割合が8割程度ある理由は、前章表7で示した税目のうち、所得税および物品・サービス税の大半を連邦政府が独占していることによる。所得税は、かつては州も課税権を有していたが、1942年の戦時特例措置として州政府が所得税課税権を放棄して以来、連邦の独占が続いている。州は連邦最高裁判所に対し、連邦の所得税独

占について違憲・廃止を求める訴えを提出したが、いずれも退けられ、連邦の所得税独占は、憲法解釈上も肯定されている（SA v Commonwealth (First Uniform Tax Case) 1942 65 CLR 373 および VIC v Commonwealth (Second Uniform Tax Case) 1957 99 CLR 575）

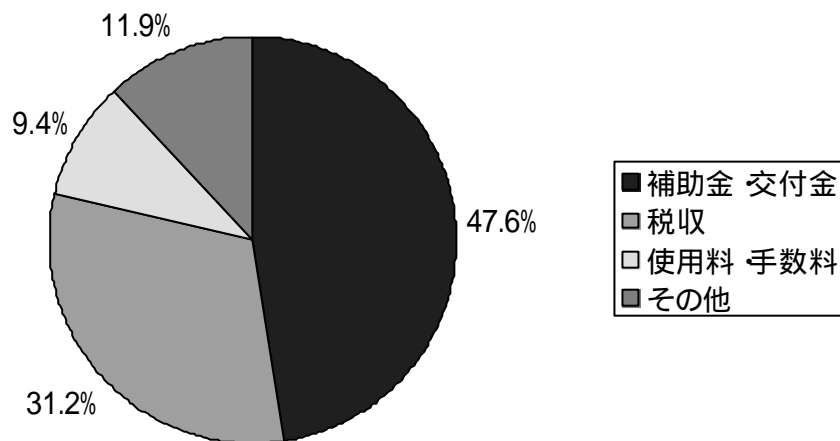
従って、連邦と州との間での歳入・歳出の不均衡を是正するため、連邦から州への財政移転は必要不可欠となっている。

第3節 州への財政移転

1 歳入に占める割合

州歳入に占める補助金・交付金の割合は図4のとおり。州歳入の5割弱が、補助金・交付金である。

図4 州歳入に占める補助金・交付金の割合（2001-02）



（出典：Government Finance Statistics 5512.0 2001-02 Table 1：Australian Bureau of Statistics）

2 財政移転の種類

・ GST 交付金（Goods and Services Tax Revenue）

1999 年新税制（連邦・州間財政関係）法（A New Tax System (Commonwealth-State Financial Arrangements) Act 1999)に基づき設けられた。

徴収事務費（GSTの徴収はAustralian Taxation Office: ATOが担当している。）を除いたGST歳入の全てが、水平的衡平の原則に基づき連邦交付金委員会が勧告する分配割合を基に各州に交付される。

GSTは州の財源であるという考え方から、GSTに関する歳入および歳出は、連邦政府の予算・決算には含まれていない。

各州への交付金額は次のようにして決定する。ここで用いられる補正係数の算出方

法については、次章で詳述する。

A州の人口にA州の補正係数を乗じて、A州の比重人口を求める。

全ての州について を求め足し合わせることで、オーストラリア全体比重人口を求める。

÷ によりA州の人口割合を求める。

G S T歳入総額に を乗じて、A州へのG S T交付金額が決定する。

なお、実際の計算においては、各州の受取額は、G S T交付金と健康管理補助金（H C G s）の合計額の比重人口割合に応じた額から、受け取った健康管理補助金（H C G s）を差し引いた額となる。

- ・ 一般歳入援助（General Revenue Assistance）

用途を指定しない交付金で、次の三つからなる。

- 予算均衡援助（Budget Balancing Assistance：BBA）

1999年新税制（連邦・州間財政関係）法（A New Tax System（Commonwealth-State Financial Arrangements）Act 1999）に基づき設けられた。

税制改革が実施されなかった場合の収入を下回ることが無いよう、過渡期においては、最低保証額（Guaranteed Minimum Amount：GMA）が保証されることになっており、これが予算均衡援助として実施されている。最低保証額（GMA）の計算の際には、G S T制度導入以前の制度である財政援助交付金（Financial Assistance Grants：FAGs）制度が継続されていると仮定した場合に用いる補正係数（FAG relativities）を用いる。

予算均衡援助の計算方法は次のとおり。

（予算均衡援助）＝（最低保証額）－（G S T受取額）

（最低保証額）＝（改革による歳入減）＋（改革による歳出増）

－（改革による歳出減）＋（前年度との調整）

連邦は、州へ交付するG S T歳入が最低保証額（GMA）を下回ると予測される2007年までは予算均衡援助（BBA）を支払うことになっている。ただし、NSWおよびVIC以外の州においては、それ以前にG S T歳入が最低保証額（GMA）を上回ると予測されるため、予算均衡援助（BBA）は停止する見込みである。

- 全国競争政策補助金（National Competition Policy Payments：NCPs）

全国競争政策および関係改革の導入協定（Agreement to Implement the National Competition Policy and Related Reforms）のもとで、特別な改革を行い十分な成果を上げることが条件として支払われる。

- 特別歳入援助（Special Revenue Assistance：SRA）

ACTに対して支払われているもので、2003-04連邦予算書では、一般歳入援助としてではなく、特定目的補助金として分類されている。

- ・ 特定目的補助金（Specific Purpose Payments：SPPs）

用途を指定する補助金で、州への補助金（Specific Purpose Payments “To” the

States) と、州を通じた補助金 (Specific Purpose Payments “Through” the States) とに分けられる。州を通じた補助金は、州を通じて地方自治体やその他団体 (例えば私立の学校等) 等に補助されるもので、次節で述べる地方自治体への財政援助交付金もこれに含まれる。

3 財政移転額

連邦から州への財政移転額は表 11、G S T 交付金の額とその計算過程は表 12、予算均衡援助額とその計算過程は表 13 のとおり。

表11 連邦から州への財政移転額（2002-03）

（百万豪ドル）

| 区分 | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | NT | ACT | 合計 |
|-----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| GST交付金 | 9,080.2 | 6,365.1 | 5,887.6 | 2,859.1 | 2,910.2 | 1,246.7 | 1,514.5 | 615.7 | 30,479.1 |
| 一般歳入援助 | | | | | | | | | |
| 予算均衡援助 | 598.7 | 226.6 | 0.0 | 87.7 | 44.1 | 32.8 | 0.0 | 4.0 | 994.0 |
| 全国競争政策補助金 | 251.8 | 182.4 | 138.9 | 57.1 | 72.0 | 17.7 | 7.5 | 12.4 | 739.9 |
| 特別歳入援助 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 14.7 | 14.7 |
| 特定目的補助金 | | | | | | | | | |
| 州への補助金 | 5,216.9 | 3,696.0 | 2,963.9 | 1,295.8 | 1,953.5 | 411.8 | 292.0 | 279.1 | 16,109.4 |
| 州を通じた補助金 | 1,766.6 | 1,391.1 | 975.5 | 403.0 | 549.9 | 125.5 | 67.9 | 112.4 | 5,392.2 |
| 州への移転額合計 | 16,914.2 | 11,861.2 | 9,965.9 | 4,702.7 | 5,529.7 | 1,834.5 | 1,881.9 | 1,038.3 | 53,729.3 |

（出典：Final Budget Outcome 2002-03 Table 27, 28, 30, 32, 33およびp56：Commonwealth of Australia）

16

表12 GST交付金の額とその計算過程（2002-03）

| | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | NT | ACT | 合計 |
|-----------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|------------|
| 人口（2002年12月31日）（人） | (1) 6,671,426 | 4,902,920 | 3,750,543 | 1,524,136 | 1,940,485 | 474,388 | 197,374 | 322,680 | 19,783,952 |
| 人口一人当たり補正係数 | (2) 0.90631 | 0.86824 | 1.01174 | 1.19447 | 0.97592 | 1.55419 | 4.24484 | 1.15216 | - |
| 比重人口(1)×(2) | (3) 6,046,380 | 4,256,911 | 3,794,574 | 1,820,535 | 1,893,758 | 737,289 | 837,821 | 371,779 | 19,759,048 |
| 比重人口の割合 | (4) 30.6% | 21.5% | 19.2% | 9.2% | 9.6% | 3.7% | 4.2% | 1.9% | 100.0% |
| GST歳入・HCGs資金分配額（(4)の割合に基づく） | (5) 11,492.2 | 8,091.0 | 7,212.3 | 3,460.3 | 3,599.4 | 1,401.3 | 1,592.4 | 706.6 | 37,555.6 |
| 受取HCGs | (6) 2,412.0 | 1,726.0 | 1,324.6 | 601.2 | 689.2 | 154.7 | 77.9 | 90.9 | 7,076.5 |
| GST交付金額(5)-(6) | (7) 9,080.2 | 6,365.0 | 5,887.7 | 2,859.1 | 2,910.2 | 1,246.6 | 1,514.5 | 615.7 | 30,479.1 |

（出典：Final Budget Outcome 2002-03 Table 27：Commonwealth of Australia）

表13 予算均衡援助額とその計算過程 (2002-03)

(百万豪ドル)

| 区分 | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | NT | ACT | 合計 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----------|
| 最低保証額 | | | | | | | | | |
| 廃止された歳入(+) | | | | | | | | | |
| 財政援助交付金 | 5,386.9 | 3,830.0 | 3,975.6 | 2,071.0 | 1,759.1 | 974.5 | 1,323.8 | 439.2 | 19,760.1 |
| 歳入代替還付金 | 2,460.6 | 1,646.7 | 1,493.4 | 640.5 | 1,030.9 | 217.6 | 139.1 | 109.4 | 7,738.3 |
| 一部州税の廃止等 | 1,155.4 | 621.1 | 39.9 | 114.2 | 176.0 | 26.7 | 25.4 | 32.7 | 2,191.4 |
| 賭博税減税(+) | 573.8 | 380.7 | 224.7 | 92.2 | 60.2 | 24.6 | 17.4 | 22.5 | 1,396.1 |
| 利子(+) | 3.9 | 4.2 | 5.0 | 1.4 | 1.2 | 0.6 | 0.9 | 0.5 | 17.7 |
| 新たな支出(+) | | | | | | | | | |
| 住宅所有支援計画 | 287.4 | 225.4 | 209.2 | 67.0 | 108.7 | 27.4 | 8.3 | 16.0 | 949.4 |
| G S T 税務行政費 | 188.4 | 138.4 | 105.9 | 43.0 | 54.8 | 13.4 | 5.6 | 9.1 | 558.6 |
| その他歳出増(+) | 38.0 | 5.0 | 18.0 | 12.7 | 19.0 | 13.0 | 3.0 | 4.0 | 112.7 |
| 歳出の減(-) | 330.8 | 189.6 | 232.4 | 83.0 | 237.5 | 17.8 | 19.1 | 10.5 | 1,120.8 |
| 未廃止州税(-) | 77.4 | 49.9 | 26.2 | 12.5 | 15.6 | 3.2 | 1.7 | 2.4 | 189.0 |
| 前年度との調整(+) | -7.2 | -20.4 | -1.7 | 0.3 | -2.4 | 2.7 | 2.0 | -0.7 | -27.3 |
| 最低保証額 | 9,678.9 | 6,591.7 | 5,811.6 | 2,946.8 | 2,954.3 | 1,279.4 | 1,504.6 | 619.7 | 31,387.1 |
| G S T 交付金 | 9,080.2 | 6,365.1 | 5,887.6 | 2,859.1 | 2,910.2 | 1,246.7 | 1,514.5 | 615.7 | 30,479.1 |
| 予算均衡援助 | 598.7 | 226.6 | 0.0 | 87.7 | 44.1 | 32.8 | 0.0 | 4.0 | 994.0 |

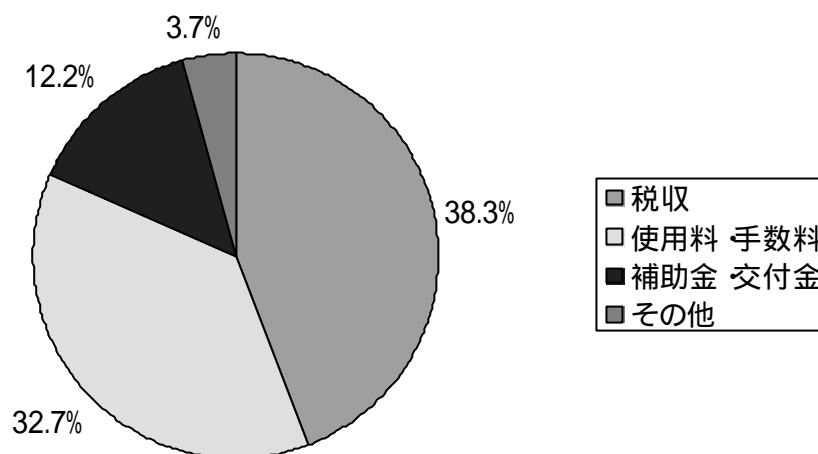
(出典：Final Budget Outcome 2002-03 Table 28：Commonwealth of Australia)

第4節 地方自治体への財政移転

1 歳入に占める割合

地方自治体歳入に占める補助金・交付金の割合は図5のとおり。

図5 地方自治体歳入に占める補助金・交付金の割合（2001-02）



（出典：Government Finance Statistics 5512.0 2001-02 Table 1：Australian Bureau of Statistics）

2 連邦から地方自治体

連邦から地方自治体には、州を通じて交付されるもの（スルー交付金）と、連邦から直接地方自治体に交付されるものがある。

・ 財政援助交付金（Financial Assistance Grants To Local Government）

各州に交付され各州交付金委員会が各地方自治体への配分額を決定するスルー交付金で、次の二つがある。これらは、連邦から州への特定目的補助金の一部として取り扱われている。

- 一般目的交付金（General Purpose Assistance）

1974-75 に創設されたもので、1995 年地方自治体（財政援助）法（Local Government (Financial Assistance) Act 1995）に基づき交付されている。地方自治体が広範囲の業務を行えるように財政基盤を強化するために交付されるもので、用途は特定されていない。

- 地方道路交付金（Identified Local Road Grants）

1991 年に創設されたもので、地方道路の維持管理を支援する名目で交付されているが、実際には、用途は特定されていない。

財政援助交付金の交付総額は、前年度交付総額に対し、消費者物価指数と人口から計算される係数を乗じて決定する。年度終了時に係数を再計算し、次年度交付時に精算する。例えば 2003-04 の交付総額は次のように計算する。

$$\begin{aligned} (2003-04 \text{ 財政援助交付金支払総額}) &= (2002-03 \text{ 財政援助交付金決算総額}) \\ &\quad \times (2003-04 \text{ 推定係数}) + (2002-03 \text{ 交付調整額}) \\ (2003-04 \text{ 推定係数}) &= ((2002 \text{ 年末人口}) / (2001 \text{ 年末人口})) \\ &\quad \times ((2004 \text{ 年 3 月消費者物価指数}) / (2003 \text{ 年 3 月消費者物価指数})) \end{aligned}$$

各州別の配分額は、一般目的交付金は人口を基に計算され、地方道路交付金は前年度交付金に財務大臣が決定する増額要因を掛け合わせて計算される。

各州内での各地方自治体への分配については次章で詳述する。

財政援助交付金の各州への交付金額は表 14 のとおり。

表14 財政調整交付金の各州への交付額（2002-03）

| 州名 | 一般目的交付金 | | | 地方道路交付金 | | | 財政援助交付金合計 | | |
|-----|------------|-------|-----------------|------------|-------|-----------------|------------|-------|-----------------|
| | 交付額（百万豪ドル） | 割合（%） | 人口一人当たり交付額（豪ドル） | 交付額（百万豪ドル） | 割合（%） | 人口一人当たり交付額（豪ドル） | 交付額（百万豪ドル） | 割合（%） | 人口一人当たり交付額（豪ドル） |
| NSW | 341.1 | 33.8 | 51.61 | 129.8 | 29.0 | 19.63 | 470.8 | 32.4 | 71.24 |
| VIC | 249.6 | 24.8 | 51.61 | 92.2 | 20.6 | 19.06 | 341.8 | 23.5 | 70.67 |
| QLD | 189.1 | 18.8 | 51.61 | 83.8 | 18.7 | 22.87 | 272.9 | 18.8 | 74.48 |
| SA | 78.2 | 7.8 | 51.61 | 24.6 | 5.5 | 16.21 | 102.8 | 7.1 | 67.82 |
| WA | 98.8 | 9.8 | 51.61 | 68.4 | 15.3 | 35.73 | 167.2 | 11.5 | 87.34 |
| TAS | 24.4 | 2.4 | 51.61 | 23.7 | 5.3 | 50.20 | 48.1 | 3.3 | 101.81 |
| NT | 10.2 | 1.0 | 51.61 | 10.5 | 2.3 | 53.01 | 20.7 | 1.4 | 104.62 |
| ACT | 16.5 | 1.6 | 51.61 | 14.3 | 3.2 | 44.77 | 30.9 | 2.1 | 96.38 |
| 合計 | 1,007.9 | 100.0 | 51.61 | 447.2 | 100.0 | 22.90 | 1,455.1 | 100.0 | 74.51 |

（出典：Local Government National Report 2002-03 Table 2.3：National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services）

- ・ 特定目的補助金 (Specific Purpose Payments direct to Local Government Authorities)

連邦政府が用途を特定して地方自治体に直接交付するもので、主な用途は、道路復旧、児童福祉、老人福祉、障害者福祉である。交付金額は表 15 のとおり。

表15 連邦から地方自治体への特定目的補助金 (2002-03)

| (千豪ドル) | | | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 目的区分 | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | ACT | NT | 合計 |
| 老人福祉 | 9,114 | 9,394 | 1,338 | 3,698 | 3,199 | 3,487 | 0 | 1,171 | 29,401 |
| 障害者福祉 | 401 | 86 | 351 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 838 |
| 児童福祉 | 15,998 | 18,193 | 5,568 | 1,128 | 3,198 | 2,242 | 0 | 1,068 | 47,395 |
| 道路復旧 | 57,969 | 40,242 | 40,985 | 18,108 | 29,043 | 6,640 | 3,333 | 3,680 | 200,000 |
| その他 | 0 | 0 | 370 | 0 | 0 | 1,000 | 0 | 0 | 1,370 |
| 合計 | 83,482 | 67,915 | 48,612 | 21,934 | 35,440 | 12,369 | 3,333 | 5,919 | 279,004 |

(出典 : Local Government National Report 2002-03 Table 1.10 : National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services)

3 州から地方自治体

特定目的補助金 (Specific Purpose Payments) が、地方道路・交通などの分野を中心として交付されている。州から地方自治体への財政移転額は表 16 のとおり。

表16 州から地方自治体への財政移転額 (2001-02)

| (百万豪ドル) | | | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | NT | 合計 | |
| 州交付金合計 | 649 | 628 | 743 | 132 | 284 | 52 | 38 | 2,513 | |
| うち連邦交付金 | | | | | | | | | |
| 一般目的交付金 | 328 | 239 | 180 | 75 | 94 | 24 | 10 | 950 | |
| 地方道路交付金 | 124 | 88 | 80 | 24 | 66 | 23 | 10 | 415 | |
| 正味州交付金 | 197 | 301 | 483 | 33 | 124 | 5 | 18 | 1,148 | |
| 人口一人当たり正味州交付金 | 29.66 | 62.01 | 131.59 | 21.73 | 64.62 | 10.57 | 90.06 | 59.55 | |

(出典 : Local Government National Report 2002-03 Table 1.11 : National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services)

第5節 2000年税制改革

1 改革の概要

2000年税制改革の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 連邦から州に交付していた財政援助交付金 (Financial Assistance Grants : FAGs) を廃止する。
- ・ GST 税収は、税徴収にかかる事務費を除いて、全てが州に支払われる。
- ・ 州への GST 交付金の分配は、水平的衡平の原則と連邦交付金委員会の勧告に基づく人口一人当たり補正係数を使用して分配する。
- ・ 課税標準が狭く非効率で不公平とされていた幾つかの州税を廃止する。
- ・ 住宅価格への GST 導入の影響を考慮して、州の財源で住宅所有支援計画 (First Home Owners' Scheme) を実施する。

- ・ 賭博事業者への GST 導入の影響を緩和するため、賭博税を減税する。
- ・ 州は、税制改革が実施されなかった場合の収入を下回ることが無いよう、過渡期においては、最低保証額（Guaranteed Minimum Amount：GMA）を受け取る。
- ・ 歳入代替還付金（Revenue Replacement Payments：RRPs）は廃止する。

2 改革の経緯

以前の財政援助交付金(FAG)制度では、連邦と州間の財政関係の重要部分、すなわち、連邦から州への交付金の総額規模は、年毎の連邦の財政状況に左右され、政治的に首相会議（Premiers' Conference）において決定されていた。

1999年6月に連邦と州の間で、連邦・州間財政関係の改革に関する政府間協定（Intergovernmental Agreement on the Reform of Commonwealth-State Relations：IGA）が締結され、これに基づき、1999年新税制(連邦・州間財政関係)法（A New Tax System（Commonwealth-State Financial Arrangements）Act 1999）が施行された。これにより、2000年7月1日から、GST 交付金を州に配分する制度が開始した。GST 制度では、GST 税収は、税徴収にかかる事務費を除いて、全てが州に支払われるため、その総額は予測しやすいものとなった。

また、連邦と州間の財政関係の課題に関しては、政府間協定（IGA）に基づき連邦・州間財政関係に関する閣僚協議会（Ministerial Council for Commonwealth-State Financial Relations）が1999年7月1日に設置された。協議会は少なくとも年一回会議を開き、新しい政府間財政調整制度および経過措置の運営など、政府間協定（IGA）が守られているかどうかを監視することになっている。

2000年税制改革により、州は、GST 交付金という伸張性が期待できる歳入を確保するとともに、歳入確保のための非効率な税を課す必要が無くなった。

3 改革による財政移転額の変化

連邦から州・地方自治体への財政移転額の改革前後の推移は表 17 のとおり。

表17 連邦から州・地方自治体への財政移転額の推移

(百万豪ドル)

| 年度 | 1998-99 | 1999-00 | 2000-01 | 2001-02 | 2002-03 | 2003-04(推計) |
|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|
| | 改革前 | | 改革後 | | | |
| 州への移転額 | | | | | | |
| GST交付金 ^(*) | - | - | 24,354.9 | 26,632.0 | 30,479.1 | 31,700.0 |
| 一般歳入援助 | | | | | | |
| 財政援助交付金 ^(*) | 16,780.1 | 17,299.0 | - | - | - | - |
| 予算均衡援助 ^(*) | - | - | 2,818.1 | 4,093.8 | 994.0 | 820.1 |
| 全国競争政策補助金 | 215.7 | 439.4 | 448.0 | 733.3 | 739.9 | 764.8 |
| 特別歳入援助 | 25.0 | 13.2 | 13.5 | 14.2 | 14.7 | (注) |
| 歳入代替還付金 ^(*) | 6,752.0 | 6,929.3 | 434.9 | - | - | - |
| 特定目的補助金 | | | | | | |
| 州への補助金 | 12,740.6 | 13,526.8 | 14,376.9 | 15,490.8 | 16,109.4 | 16,593.4 |
| 州を通じた補助金 | 3,900.8 | 4,183.1 | 4,721.0 | 5,464.3 | 5,392.2 | 5,895.5 |
| 州への移転額合計 | 40,414.2 | 42,390.8 | 47,167.3 | 52,428.4 | 53,729.3 | 55,773.8 |
| 地方自治体への移転額 | | | | | | |
| 特定目的補助金 | 203.2 | 206.0 | 108.9 | 502.5 | 279.0 | 397.9 |
| 連邦からの州・地方自治体への移転額合計 | 40,617.4 | 42,596.8 | 47,276.2 | 52,930.9 | 54,008.3 | 56,171.7 |
| 2000年改革対象 ^(*) 合計 | 23,532.1 | 24,228.3 | 27,607.9 | 30,725.8 | 31,473.1 | 32,520.1 |
| 同 対象外合計 | 17,085.3 | 18,368.5 | 19,668.3 | 22,205.1 | 22,535.2 | 23,651.6 |

(注) 2003-04の「特別歳入援助」は州への特定目的補助金に分類されており、規模は10.9百万豪ドルである。

(出典: Final Budget Outcome 1998-99, 1999-00, 2000-01, 2001-02, 2002-03: Commonwealth of Australia、Budget Paper 2003-04: Commonwealth of Australia)

第4章 州間・州内地方自治体間財政調整制度

第1節 州間の財政調整

1 財政調整の方法

州間財政調整は、GST 交付金の分配を通じて行われている。連邦交付金委員会（Commonwealth Grants Commission：CGC）が水平的衡平の原則にもとづき算定した補正係数（人口一人当たりの補正係数：per capita relativities）を、GST 交付金の分配額決定の際に適用することで（前章参照）連邦から州への財政移転と同時に州間財政調整を行う仕組みである。

水平的衡平の原則とは、各州が歳入増加のために同等の努力をし、かつ同等の効率性をもって財政運営した場合、同等の行政サービス提供能力を保持するように連邦が州を財政支援する、という考え方である。これは、どの州の住民も同程度の行政サービスを受けることが出来ることを意図したものである。

2 連邦交付金委員会の役割

連邦交付金委員会（CGC）の役割は、連邦政府に対し、人口一人当たり補正係数（per capita relativities）を勧告することである。

また、連邦・州間財政関係の改革に関する政府間協定（IGA）に基づき、補正係数の計算方法の見直しを5年毎に実施する。この間は、毎年最新の資料に水平的衡平の原則とその時点での最新の計算方法を適用して補正係数を改定する。

勧告する補正係数はGST補正係数（GST relativities）とFAG補正係数（FAGs relativities）である。FAG補正係数は、予算均衡援助（BBA）の計算に用いられる。

3 補正係数の計算方法

GST補正係数の計算は、次のように行われる。FAG補正係数の計算も同様の方法であるが、州の基準歳入・歳出の算定対象となる項目が異なる。

豪州全体での人口一人当たりの基準歳出額、基準歳入額を求める。

で求めた歳入と歳出の差額を出し、不足額を求める。

から、全国人口一人当たりの特定目的交付金額を減じ、全国人口一人当たりの財政支援必要金額を求める。

各州ごとの人口一人当たりの歳出額、歳入額を求める。

で求めた歳入と歳出の差額を出し、各州ごとの不足額を求める。

から各州人口一人当たり特定目的交付金額を減じ、各州人口一人当たりの財政支援必要金額をもとめる。

を で除し、各州の補正係数を求める。

実際の補正係数の計算において連邦交付金委員会（CGC）が用いるデータは、短期的な財政需要の変動や経済情報の変化による攪乱を除去するため、過去5年間のものを使用する。

基準歳入・歳出の算定対象となる項目は以下のとおり。

基準歳入

- ・ 税収
 - 支払給与税
 - 土地税
 - 譲渡にかかる印紙税
 - 金融取引税
 - 株式・有価証券にかかる印紙税
 - 賭博税
 - 保険税
 - 重量車両登録料・登録税
 - その他車両登録料・登録税
 - 自動車登録・所有者移転にかかる印紙税
 - 自動車免許料
 - 歳入代替還付金（石油）・・・FAG補正係数計算に使用
 - 歳入代替還付金（たばこ）・・・FAG補正係数計算に使用
 - 歳入代替還付金（酒類）・・・FAG補正係数計算に使用
 - その他
- ・ その他歳入
 - 金利収入
 - 鉱業収入
 - 企業収入

基準歳出

- ・ 教育
 - 就学前教育
 - 公立学校教育
 - 私立学校教育
 - 職業教育・訓練
 - 高等教育
 - 遠隔地に住む児童の通学費用
- ・ 保健
 - 病院
 - 老人ホーム
 - 精神病院
 - 地域保険センター
 - 公衆衛生
- ・ 法・秩序・公共安全
 - 警察
 - 裁判所運営

- 非行少年などの更生施設
- 公共安全・救急サービス
- ・ 福祉
 - 住宅
 - 家庭・児童福祉
 - 高齢者・身体障害者福祉
 - その他
- ・ 特権・補助金等
 - 電力・ガス
 - 上下水道
 - 貨物輸送
 - 都市部以外の旅客輸送
 - その他公営企業
 - その他
- ・ 文化・レクリエーション
 - 文化・レクリエーション
 - 国立公園・野生動物保護
- ・ 先住民コミュニティサービス
- ・ 一般行政サービス
 - 年金
 - その他
- ・ 産業振興
 - 第一次産業
 - 鉱業・燃料・エネルギー
 - 観光
 - 製造業他
- ・ 交通
 - 都市交通
 - 道路
- ・ 経済その他目的
 - 債務返済
 - 減価償却
 - 検査・その他
- ・ 使用料（差引する）
 - 職業教育・訓練
 - 病院診療費
 - 各種罰金
 - 財産所有権

- 国立公園・野生動物保護
- 先住民コミュニティサービス
- 第一次産業
- 道路
- 検査・その他
- その他
- 2000年税制改革に伴う追加（GST補正係数計算に使用）
 - 住宅所有支援計画（First Home Owners' Scheme）
 - GST税務運営費
 - 補助金（石油）
 - 補助金（酒類）

4 州間財政調整の効果

州間財政調整の効果は、表 18 のとおり。

ここでは、GST歳入資金分配額について、連邦交付金委員会が示す人口一人当たり補正係数を用いた場合（補正分配額）と、単純に人口割で分配した場合（単純人口割分配額）とを比較している。

表によると、NSW、VICおよびWAへの実分配額は、単純人口割分配額より少なく、これは、これらの州の財務基盤が相対的に強固であることを示している。その他の州への実分配額は、単純人口割分配額よりも多く、これは、財務基盤が相対的に低いか、もしくは、行政サービス提供のコストがかかっていることを示している。

表17 州間財政調整の効果 (2003-04 : 予算見積)

| | | | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | NT | ACT | 合計 |
|---------------------|---------|-----|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----------|
| 補正分配額 | (百万豪ドル) | (1) | 11,656.6 | 8,385.9 | 7,574.9 | 3,607.9 | 3,705.6 | 1,475.1 | 1,691.3 | 727.9 | 38,825.2 |
| 単純人口割分配額 | (百万豪ドル) | (2) | 13,057.9 | 9,621.5 | 7,420.9 | 2,971.4 | 3,815.8 | 920.7 | 384.9 | 632.0 | 38,825.2 |
| 差額(1)-(2) | (百万豪ドル) | (3) | -1,401.3 | -1,235.6 | 154.0 | 636.5 | -110.3 | 554.4 | 1,306.4 | 95.9 | 0.0 |
| 人口 | (百万人) | (4) | 6.7 | 5.0 | 3.8 | 1.5 | 2.0 | 0.5 | 0.2 | 0.3 | 20.0 |
| 人口一人当たり財政調整額(3)/(4) | (百万豪ドル) | (5) | -208.0 | -249.0 | 40.2 | 415.3 | -56.0 | 1,167.4 | 6,579.1 | 294.2 | 0.0 |

(出典 : Budget Paper No.3 2003-04 Table 10 : Commonwealth of Australia)

5 2000年税制改革と州間財政調整の関係

GST交付金の分配による州間財政調整の方法は、2000年税制改革の実施前に交付していた財政援助交付金（FAGs）制度と同様の原則（水平的衡平の原則）および計算方法で決定されている。2000年税制改革に伴う変更は、州の基準歳入・歳出の算定対象となる項目の変更である。

変更項目は以下のとおり。

基準歳入

新制度導入に伴い、州基準歳入から3項目を廃止し、5項目を改定した。

・ 廃止項目

- 歳入代替還付金（RRPs） - 石油
- 歳入代替還付金（RRPs） - たばこ
- 歳入代替還付金（RRPs） - 酒類

・ 改定項目

- 賭博税の税率の引き下げ
- 金融取引税のうち、金融機関口座入金税の廃止
- 宿泊税の廃止（NSWとNTのみ）
- 有価証券に係る印紙税のうち、市場性のある有価証券に係る印紙税の廃止
- 企業からの納付のうち、卸売上税の廃止

基準歳出

新制度導入に伴い、州基準歳出に4項目を追加した。

- 住宅所有支援計画（First Home Owners' Scheme）
- GST税務運営費
- 補助金 - 石油
- 補助金 - 酒類

GST補正係数は、GST歳入の分配計算に使用する。一方、FAG補正係数（FAG relativities）は、予算均衡援助（BBA）の計算に用いるもので、2000年税制改革が実施されず財政援助交付金（FAGs）制度が継続していると想定して分配額を計算する際に使用する。

GST補正係数とFAG補正係数の差異は表19のとおり。

表19 GST補正係数とFAG補正係数の
差異（2003-04：予算見積）

| 州名 | GST補正係数 | FAG補正係数 |
|-----|---------|---------|
| NSW | 0.89117 | 0.84317 |
| VIC | 0.87010 | 0.84030 |
| QLD | 1.01902 | 1.04870 |
| SA | 1.21215 | 1.30919 |
| WA | 0.96946 | 0.92093 |
| TAS | 1.59948 | 1.79057 |
| NT | 4.38638 | 5.34163 |
| ACT | 1.14979 | 1.19727 |

（出典：Budget Paper No.3 2003-04 Table 7：
Commonwealth of Australia）

GST補正係数とFAG補正係数の差異は、2000年税制改革に基づく以下の理由により生じている。

- ・ 州歳入の減少

州の自主財源であった一部の州税が廃止されたことと、連邦から交付されていた歳入代替還付金が廃止されたため、改革以前に比べ州歳入が減少した。

- ・ 州歳出の増加

住宅所有支援計画の実施、GST税務運営費の増加、石油および酒類への補助金の追加により、改革以前に比べて州歳出が増加した。

GST補正係数の方がFAG補正係数よりも州間での違いが少ないが、これは2000年税制改革により結果的に生じた差異であり、財政調整の度合いを減ずることを意図したものであるのではない。

第2節 州内地方自治体間の財政調整

1 財政調整の方法

州内地方自治体間財政調整は、連邦から州をスルーする交付金である財政援助交付金、すなわち、一般目的交付金（General Purpose Assistance）と地方道路交付金（Identified Local Road Grants）の交付を通じて行われている。

州から各地方自治体への分配額は、1995年地方自治体（財政援助）法（Local Government (Financial Assistance) Act 1995）に基づき、各州の地方自治体交付金委員会（Local Government Grants Commissions）が勧告する（但し、ACTでは、ACT政府が地方自治体の業務を兼務しているため、分配は行われない）。

分配の手続きとして、州大臣は決定された分配額を連邦地方自治大臣に報告し許可を得る。連邦は、地方自治体への交付金を州への特定目的補助金の一部（スルー交付金）として交付する。1995年地方自治体（財政援助）法第15項では、州から地方自治体への交付金支払いについて、不当な遅延や支払条件なしに支払われることを規定している。更に、各州財務大臣は、各会計年度終了後速やかに前年度の各地方自治体への交付状況および交付日を連邦地方自治大臣に報告しなければならない。また、各州の会計検査長官はこの内

容を保証しなければならないことになっている。

2 各州の地方自治体交付金委員会の役割

各州の地方自治体交付金委員会の役割は、連邦から州をスルーして地方自治体に交付される財政援助交付金（一般目的交付金と地方道路交付金）に関して各地方自治体への分配額を州に勧告することである。

1995 年地方自治体（財政援助）法第 6 項では、各州の地方自治体交付金委員会が満たすべき基準を、次のように規定している。

- ・ 委員会は、各州法に基づき設立されること。
- ・ 委員会の主な業務は、州内各地方自治体への財政援助の支給について州政府に勧告を行うこととし、委員会の委員のうち、少なくとも 2 名は地方自治体もしくは地方自治体に関連した業務を行うものを充てること。

また、同法第 11 項および 14 項では、地方自治体交付金委員会が以下のことを行うよう規定している。

- ・ 委員会は、勧告に関連した公聴会を開催すること。
- ・ 委員会は、勧告に関する地方自治体からの具申を認めること。
- ・ 委員会は、国全体の基準とおよび州固有のあらゆる協定に従って勧告を行うこと。

3 分配額の計算方法

分配額の具体的な計算方法は、各州ごとに異なっているが、1995 年地方自治体（財政援助）法第 6 項では、水平的衡平の原則に基づく交付金の分配について次のように規定している。

- ・ 交付金は、各地方自治体が適切な努力を行う場合、その標準的行政サービスが他の州内地方自治体の基準平均的行政サービスを下回ることが無いよう、分配されること。
- ・ 地方自治体ごとの、行政サービス提供能力と歳入増加の受容能力による支出の違いを考慮に入れて分配されること。

各州ごとに州内地方自治体間での財政調整を行うねらいは、それぞれの州内地方自治体の財政水準を同程度にすることである。連邦から各州への交付金の配分は人口を基に計算されており、このことは、地方自治体の標準的財政水準が各州ごとで異なることを意味する。

一般目的交付金の各地方自治体への分配は、水平的衡平の原則に基づくとともに、最低分配額が保証されている。最低分配額は、各州へ配分された交付金額の 30% を人口に比例して州内地方自治体に分配した場合に受取ることが出来る金額であり、各地方自治体の受取り額はこれを下回ることはない。

また、州によっては、分配額の大きな変動を避けるために、額の増加率や減少率に対して制限する（キャッピング）制度を設けている場合がある。

地方道路交付金の各地方自治体への分配は、水平的衡平の原則に基づくとともに、道路の総延長、種類、交通量などの道路運営費を考慮し、額を決定する。

地方自治体の規模別交付金額は表 20 のとおり

表20 地方自治体の規模別交付金額（2002-03）

（豪ドル）

| 区分 | NSW | VIC | QLD | SA | WA | TAS | NT | 平均 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般目的交付金（人口一人あたり交付金額） | | | | | | | | |
| 州都 | 15.66 | 15.51 | 15.59 | 16.71 | 15.52 | 15.54 | 17.96 | 15.76 |
| 近郊中都市 | 19.00 | 29.35 | 15.92 | 15.62 | 15.52 | - | - | 20.86 |
| 地方小都市 | 88.30 | 107.75 | 111.63 | 81.82 | 70.44 | 46.68 | 28.50 | 86.57 |
| 地方大規模農村 | 194.14 | 212.82 | 165.06 | 133.85 | 212.90 | 103.91 | - | 170.63 |
| 内陸辺境地 | 743.24 | - | 947.57 | 309.34 | 474.05 | - | 125.42 | 534.25 |
| 平均 | 52.22 | 51.68 | 52.11 | 52.07 | 51.72 | 51.81 | 48.86 | 51.95 |
| 地方道路交付金（道路1 kmあたり交付金額） | | | | | | | | |
| 州都 | 2,405.98 | 1,474.78 | 1,831.19 | 2,731.54 | 3,708.19 | 4,048.44 | 2,828.01 | 2,041.69 |
| 近郊中都市 | 1,965.59 | 1,175.61 | 1,920.41 | 1,333.72 | 1,606.30 | - | - | 1,644.88 |
| 地方小都市 | 1,037.90 | 693.36 | 552.40 | 637.62 | 881.02 | 1,881.92 | 1,169.84 | 795.99 |
| 地方大規模農村 | 680.83 | 366.58 | 414.41 | 207.00 | 684.60 | 1,605.29 | - | 515.61 |
| 内陸辺境地 | 599.00 | - | 369.52 | 115.56 | 365.15 | - | 569.26 | 394.90 |
| 平均 | 907.86 | 718.07 | 575.60 | 562.50 | 326.99 | 1,686.30 | 777.55 | 675.16 |

（出典：Local Government National Report 2002-03 Table 2.9, 2.10：National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services）Final Budget Outcome 2002-03 Table 28：Commonwealth of Australia）

参考

第1節 地方自治体への負担転嫁に関する下院報告書

1 報告書について

豪州連邦議会経済・財政・行政常任委員会 (House Standing Committee on Economics, Finance and Public Administration, House of Representatives) は、2003年11月24日に、「固定資産税と税金 - 責任ある地方自治体のための公平な配分」 “ Rates and Taxes: A Fair Share for Responsible Local Government ” と題する報告書を上程した。

これは、2002年5月に、連邦政府の地方サービス・特別地域・地方自治大臣が、同常任委員会に対し「地方自治体と負担転嫁」問題の調査依頼を行ったことに対する報告である。

報告書第1章によると、この調査の主な目的は「地方自治体に向けられた負担転嫁という深刻な問題に取り組むことにより、この政府の領域がより効果的、かつ能率的に地域社会に貢献するように、適切に財源調達されるようにすることである。」とされている。

同報告書の構成は以下の通りで、各章で勧告が行われている。

- ・ 第2章：地方自治体機能の向上、要望の管理、政府の様々な領域の機能を合理化する可能性といった地方自治体の役割と責任を検証する。
- ・ 第3章は、負担転嫁が地方自治体に与える影響及びそれに対処するための実現可能な解決策といった負担転嫁の主要分野を網羅する。
- ・ 第4章は、負担転嫁の重要な影響の一つである地方自治体のインフラ管理の悪化について取り扱う。
- ・ 第5章は、地方における能力向上を考察した上で、実績監査と構造改革について検証する。
- ・ 第6章は、地方自治体の財源調達、特に連邦からの財政援助交付金 (FAGs) 制度とその他の代替的財源調達モデルを検証する。
- ・ 第7章は、政府間の財政的関係と首脳会議を求める声に対する方法を議論する。

ここでは特に、第3章、第6章および第7章の勧告を記載する。

2 勧告内容

< 第3章 >

・ 勧告4

当委員会は、連邦・州間合意を策定する際には、連邦は、次の点を考慮するように勧告する。

- ・ 交渉では、地方自治体の代表者を含むこと
- ・ 合意による政策の実施に当たり地方自治体が大きな役割を果たすと見られる場合には、州は地方自治体に対する財源を明らかにすること

・ 勧告5

当委員会は、タスマニア州協力合意に従い、連邦および州が地方自治体に固定資産税

を支払うことを勧告する。

・勧告 6

当委員会は、以下の点を進展させる連邦・州間合意を策定するために、連邦首相および連邦財務相は、州の首相、財務大臣および地方自治体の代表者と会合することを勧告する。

- 長年に及ぶ負担転嫁の問題があったことを認識すること
- 責任を負担する場合には、対応する政府レベルから地方自治体に歳入が配分されること
- 固定資産税の上限税率、賦課金および負担金並びに非課税土地等、州による地方自治体の歳入規制を解決すること
- 地方自治体の財政に影響する連邦、州による立法を明確にする地方自治体影響書を作成すること

・勧告 7

当委員会は、直接および州を通じての地方自治体へ支払われる連邦の特定目的交付金（Federal Specific Purpose Payments）の使途を検証するために、連邦が連邦会計検査院の権限強化を検討するように勧告する。

・勧告 8

当委員会は、連邦財務大臣が、連邦・州間での特定目的交付金合意に関する再交渉や今後の合意が次のことを明確にするように連邦機関のすべてに通達を出すように勧告する。

- 連邦政府の目的と計測できる結果を明らかにしていること
- 財政的責任を明確にするために目標に直結した実績指標を設けること
- 合意に関する各関係者の役割と責任を明確にすること
- 地方自治体はその役割を果たすために配分される財源について、州が報告するようにすること
- 地方自治体に負担転嫁させる場合には、州に適用される財源調整を明らかにすること

< 第 6 章 >

・勧告 15

当委員会は、GSTによる他の税への影響をなくすために必要な税制上の改善策を連邦、州と地方自治体が検討するように勧告する。

・勧告 16

当委員会は、地方自治体に対する連邦の財政援助交付金の新たな配分方式が、次の諸

点を取り入れられて策定されるように勧告する。

- 地方自治体全体に適合する全国的なモデルとすること
- 交付金の配分は、需要に応じた平等原則に基づくこと
- 交付金は地方自治体に直接交付されること
- 交付金は用途指定ではなく、一つの会計勘定から割り当てられること
- 地域の条件や要素に関する情報は、地方自治体交付金委員会が提供すること
- 不利益な水準を考慮して、先住民（アボリジニー等）居住区にある地方自治体に対しては優遇措置が適用されること
- 適切な免除措置の導入
- ファリッシュ教授から示されたように、新しいモデルが専門家による連邦地方自治体財政諮問グループにより策定され、連邦交付金委員会（CGC）による支援過程を経て、今後3年間で実施されること

< 第7章 >

・ 勧告 17

当委員会は、オーストラリア政府間評議会（COAG）が 2005 年に政府間関係の課題に関する首脳会議を開催するように勧告する。その際に、

- 当委員会勧告の実施状況について報告すること
- 次の項目につき再検討すること
 - * 地方自治体に対する直接交付のための資金を区分するため、州への特定目的交付金について
 - * 新税制の欠陥に関して
 - * 地方自治体の増収能力を適切に支援しない、または故意に抑える州への財政的罰則を含む、地方自治体の歳入拡大能力について
 - * 州と地方自治体との協力関係の成功例とそれへの連邦の関与のあり方について
- 次のことを策定するための手続き過程の決定
 - * 提供する行政サービスの二重性と重複の解消方法について
 - * 地方自治体による通常の増収対象を恣意的に政策上制限することのないようにするための責任のある財政的役割について
 - * 連邦政府と地方自治体との直接的財政関係について
 - * 地方自治体機関がインフラ需要と要件を評価できるようにする全国的な方式について
 - * 負担転嫁と財政的裏付けのない指示を減らし、地方自治体による実施される連邦州特別地域政府の責任が適切に資金手当されるようにする原理原則について

・ 勧告 18

当委員会は、連邦財務相が地方自治体との財政的関係の責任を持つように勧告する。

第2節 関係者インタビュー

1 連邦財務省

連邦・州間財政関係に関する閣僚協議会と起債委員会の事務局である、連邦財務省連邦・州間関係局を訪問した。

(回答者)

Mr. Rob Heferen (連邦財務省連邦・州関係局長)

Ms. Natalie Horvat (連邦財務省連邦・州関係局参事官)

(質問)

2000年税制改革の状況と評価を教えてください。

(回答)

2000年税制改革は、GSTの導入の他、所得税減税など多くの改革を含んでいる。改革のねらいは、州の歳入を増加させることである。

所得税を連邦のみが賦課しているため、連邦は州に対し財政援助交付金(FAGs)と特定目的補助金(SPPs)を交付してきた。GST交付金は財政援助交付金と置き換えられたものだ。新制度への移行措置として予算均衡援助(BBA)を幾つかの州に交付している。特別目的補助金は、従前どおり交付されている。州間財政調整は、従前の仕組みと同様に連邦交付金委員会の勧告に基づき行われている。

州は、改革に対し概ね前向きな評価をしている。GST交付金は、伸張性があり、消費者物価指数と人口に基づく予測が行えるため受取規模の予想が容易となった。このことは、州が将来計画を立て易くなった事を意味する。従来首相会議で政治的に行われていた連邦・州間の財政面での協議も不要になっている。

(質問)

改革実施以前に比べ、各州別GST税収額が明確なので、実際に各州に配分された額との差額が改革前よりも判り易くなったと考えられます。このため、GST税収の多い州とGST税収の少ない州との間での対立が顕在化した、ということはないでしょうか。

(回答)

NSWやVICは、自分達がSAやNTなどよりも富裕であり、自分達の負担がオーストラリア全体のためになるということを理解している。QLDやWAは州域が広く、へき地を多く有しているため、財政調整の詳細部分での意見はあるものの、全体として対立が顕在化した、ということはない。

(質問)

特定目的補助金の改革については議論がありますか。

(回答)

特定目的補助金は取り扱いが全く異なっており、今回の税制改革の対象外である。特定目的補助金は、GST交付金に匹敵する規模があり、例えば、オーストラリア政府間評議

会が健康関連補助金について議論しているように、各分野で個別に議論されている。現在のところ改革の必要性は殆ど生じていないが、補助金の積算方法や使用状況についての透明性を高める努力はされている。

(質問)

連邦から州への財源分与を更に拡大させる、例えば所得税を減税し GST 税率を上げる、といった議論は出ていますか。

(回答)

現在の所、そのような議論はでていない。GST 税率を上げるためには、まず全ての州がそれに同意する必要がある、容易ではない。

(質問)

改革により、州の独自財源が減少し連邦からの交付金が増えたわけですが、連邦によるコントロールの増大を懸念する州は無いですか。

(回答)

無い。各州は強い主体性を維持している(但し、特別地域に対しては連邦が強い影響力を行使する場合がある)し、連邦と州の間の協議は開かれたものであることが要求されている。

(質問)

「地方自治体への負担転嫁に関する下院報告書」によると、連邦財務省が地方自治体との財政関係の責任を持つこととする勧告 18 が出されていますが、連邦財務省は、今後どのような対応をする予定ですか。

(回答)

地方自治体は、基本的に州の管轄である。それぞれの地方自治体に必要な交付金を、連邦と地方自治体が直接議論するには、数が多すぎるし複雑である。しかし、財務省は、交通・地域サービス省(地方自治体を管轄)と地方自治体に関する多くの課題について議論しており、報告書がオーストラリア政府間評議会の開催を勧告している 2005 年までに更なる議論が必要となるだろう。

2 連邦交付金委員会

連邦交付金委員会を訪問した。

(回答者)

Mr. Malcolm Nicholas (連邦交付金委員会事務局長)

(質問)

州間の財政調整の状況は、2000 年税制改革実施以前に比べ異なりますか。各州の反応はどうですか。

(回答)

人口一人あたり補正係数について、改革により一部の州税を廃止するなどしたため、計算の詳細部分では変更点があるが、水平的衡平の原則に基づく基本的な考え方は変えていない。

政治的には大きな変化が生じた。改革前は州への交付金総額を首相会議で政治的に決定していたため、交付金総額が政治的な関心だった。しかし、改革後は税徴収費を除いた GST 税込額が州に交付されるため交付金総額は明確になり額も順調に伸びている。このため、交付金総額よりも、州間の財政調整方法に政治的な関心が移ってきている。

(質問)

新制度への移行措置として、GST 交付金が改革前の制度による交付金を下回る場合には最低保証額 (GMA) を交付することになっていますが、今後の交付見通しはどうか。

(回答)

次年度は NSW のみ最低保証額を受取る予定で、それ以外の州は GST 交付金が改革前の制度による交付金を上回っている。NSW も 2005-06 には GST 交付金が上回ると予想している。

(質問)

各州間で行政需要や行政コストは異なるため、基準歳出算定の際に制限要因 (disability factors) を適用するとのことですが、これはどのようなものですか。

(回答)

制限要因とは、州がコントロール出来ないが歳出に影響を与える要因のことである。例えば、学校教育の関係では、子供の人口比率のほか、低所得者層の割合、先住民の子供の割合などを考慮している。それぞれの制限要因を決定するために、連邦交付金委員会では厳密な調査を行っている。各学校ごとに調査し集計したものを州を通じて入手し分析している。

(質問)

連邦から地方自治体に対しては、財政援助交付金 (FAGs) が各州の地方自治体交付金委員会を通じて分配されています。連邦交付金委員会と各州の地方自治体交付金委員会とはどのような関係にあるのですか。会議の開催や指導などを行うのですか。

(回答)

各州の地方自治体交付金委員会とは非公式な形での関係がある。計算方法に関する相談や、地方自治体交付金委員会が開催する会議に招待される場合があるが、公式なものではない。

(質問)

下院経済財政行政委員会から出された地方自治体の負担転嫁に関する報告書は、連邦か

ら地方自治体への財政援助交付金の新たな配分方式として、地方自治体全体に適合する全国的なモデルを作り、連邦から地方自治体に直接交付することを勧告しています。勧告によると連邦交付金委員会による支援過程を経て今後3年間でこれを実施することになっていますが、連邦交付金委員会はどのような対応を予定していますか。

(回答)

現在は連邦政府がこの報告書にどのように対応するかを検討している段階だ。地方自治体の業務は州ごとに異なっており、同じテーブルの上で議論することは難しいのではないかと思う。実は1970年代に3年間このようなことが行われたことがあるが、非常に困難な作業であった。今後の連邦政府の対応を注視していく必要がある。

(質問)

連邦交付金委員会は、連邦政府から独立した組織とのことですが、独立性はどのように保たれているのですか。

(回答)

連邦総督(Governor-General)が連邦交付金委員会の委員を任命することになっている。州は計算手法に関する意見を述べるが、連邦交付金委員会は自らそれを決定しており、また、連邦政府の影響も全く受けていない。実質的にも独立性が確保されている。

参考文献・連絡先等

< 主要参考文献 >

- ・ オーストラリア地方自治体論、久保田治郎編著、ぎょうせい
- ・ オーストラリアの政治と行政、久保信保・宮崎正壽共著、ぎょうせい
- ・ オーストラリア財政論、大浦一朗著、文眞堂
- ・ 付加価値税導入と政府間財政関係（上）（下）、東京大学大学院 岩田由加子、自治研究第七十九巻第四號、第六號、第一法規
- ・ Local Government Financial Management – the NSW Example, Robert Mellor, CLAIR, Sydney Factsheet
- ・ A Fair Share for Responsible Local Government, the House Standing Committee on Economics, Finance and Public Administration

< 参考資料 >

- ・ Final Budget Outcome, 1998-99, 1999-00, 2000-01, 2001-02, 2002-03, Commonwealth of Australia
- ・ Budget Paper, 1999-00, 2000-01, 2003-04, Commonwealth of Australia
- ・ Local Government National Report, 1999-00, 2001-02, 2002-03, National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services
- ・ Government Finance Statistics, 5512.0 1999-00, 2000-01, 2001-02, Australian Bureau of Statistics
- ・ Taxation Revenue, 5506 1999-00, 2000-01, 2001-02, Australian Bureau of Statistics
- ・ Year Book Australia, 2003, Australian Bureau of Statistics
- ・ Report on State Revenue Sharing Relativities, 2003 update, Commonwealth Grants Commission

< 関連 Web サイト >

- ・ 連邦政府予算書
<http://www.budget.gov.au/>
- ・ 連邦統計局
<http://www.abs.gov.au/>
- ・ 連邦国税局
<http://www.ato.gov.au/>

< 関係連絡先等 >

- 連邦関係および全国組織
- ・ 財務省
Commonwealth-State Relations Division, Commonwealth Treasury

Langton Crescent, PARKES, ACT 2600
TEL : 02-6263-3744 FAX : 02-6263-3007
URL : <http://www.treasury.gov.au/>

- 連邦地方自治体室
National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services
(Postal Address) GPO Box 594, CANBERRA, ACT 2601
TEL : 1-800-065-113
Email : nolg@dotars.gov.au
URL : <http://www.nolg.gov.au/>
- オーストラリア政府間評議会 (事務局)
Council of Australian Governments
(Industry, Infrastructure and Environment Division, Department of the Prime Minister and Cabinet)
3-5 National Circuit, BARTON, ACT 2600
TEL : 02-6271-5597 FAX : 02-6271-5540
URL : http://www.dpmc.gov.au/docs/Coag_framework.cfm
- 連邦・州間財政関係に関する閣僚協議会 (事務局)
Ministerial Council for Commonwealth-State Financial Relations
(Commonwealth-State Relations Division, Commonwealth Treasury)
Langton Crescent, PARKES, ACT 2600
TEL : 02-6263-3744 FAX : 02-6263-3007
- 起債委員会 (事務局)
Australian Loan Council
(Commonwealth-State Relations Division, Commonwealth Treasury)
Langton Crescent, PARKES, ACT 2600
TEL : 02-6263-3744 FAX : 02-6263-3007
- 連邦交付金委員会
Commonwealth Grants Commission
Cypress Court 5 Torrens Street, CANBERRA, ACT 2612
TEL : 02-6229-8800 FAX : 02-6229-8821
URL : <http://www.cgc.gov.au/>
- オーストラリア地方自治体協会
Australian Local Government Association
8 Geils Court, Deakin, ACT 2600
TEL : 02-6122-9400
Email : alga@alga.asn.au
URL : <http://www.alga.asn.au/>

NSW

- 地方自治省

Department of Local Government

5 O'Keefe Ave, Nowra, NSW

(Postal Address) Locked Bag 3015, Nowra, NSW 2541

TEL : 02-4428-4132 FAX : 02-4428-4299

Email : dlg@dlg.nsw.gov.au

URL :

- 財務省

Office of Financial Management

Level 27 Governor Macquarie Tower, 1 Farrer Place, Sydney, NSW 2000

TEL : 02-4428-4132 FAX : 02-4428-4299

Email : treasury_ofm@mail.treasury.nsw.gov.au

URL : <http://www.treasury.nsw.gov.au/>

- 地方自治体交付金委員会

Grants Commission

(NSW Department of Local Government)

5 O'Keefe Ave, Nowra, NSW

(Postal Address) Locked Bag 3015, Nowra, NSW 2541

TEL : 02-4428-4132 FAX : 02-4428-4299

Email : dlg@dlg.nsw.gov.au

Executive Officer Email : Bruce.Wright@dlg.nsw.gov.au

URL : http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlghome/dlg_home.asp

VIC

- 地方自治省

Local Government Victoria

Level 14, 1 Spring Street, Melbourne, VIC 3000

(Postal Address) GPO Box 2392V, Melbourne 3001

TEL : 03-9208-3333 FAX : 03-9208-3577

Email : local.government@dvc.vic.gov.au

URL : http://www.dvc.vic.gov.au/local_gov.htm

- 財務省

Department of Treasury and Finance

1 Treasury Place, Melbourne VIC 3002

TEL : 03-9651-5111 FAX : 03-9654-7215

Email : information@dtf.vic.gov.au

URL : <http://www.dtf.vic.gov.au/>

- 地方自治体交付金委員会

Victoria Grants Commission

(Local Government Victoria Division, Department for Victorian Communities)

Level 19, 80 Collins Street, Melbourne, VIC 3000

TEL : 03-9655-6857 FAX : 03-9655-6892

Email : enquiries@qlggc.qld.gov.au

Executive Officer Email : colin.morrison@doi.vic.gov.au

URL : <http://www.doi.vic.gov.au/vgc>

QLD

- 地方自治省

Local Government Services, Department of Local Government and Planning

17th Floor Mineral House, 41 George Street, Brisbane QLD

(Postal Address) PO Box 31 Brisbane Albert Street, QLD 4002

TEL : 07-3225-8606 FAX : 07-3225-8612

Email : localgovernment@dlgp.qld.gov.au

URL : <http://www.dlgp.qld.gov.au/>

- 財務省

Queensland Treasury, Regulatory and Inter-Governmental Relations

Executive Building, 100 George Street, BRISBANE QLD 4001

(Postal Address) GPO Box 611, BRISBANE QLD 4001

TEL : 07-3234-1800

URL : <http://www.treasury.qld.gov.au/>

- 地方自治体交付金委員会

Queensland Local Government Grants Commission

Level 17, Mineral House, 41 George Street, Brisbane, QLD 4000

(Postal Address) PO Box 285, Brisbane Albert Street BC, QLD 4002

TEL : 07-3225-8693 FAX : 07-3225-8685

Email : enquiries@qlggc.qld.gov.au

Executive Officer Email : Kay.McLachlan@dlgp.qld.gov.au

URL : <http://www.qlggc.qld.gov.au/>

SA

- 地方自治省

Office of Local Government

Level 7 Roma Mitchell House, 136 North Tce, Adelaide, SA

(Postal Address) PO Box 8021, Station Arcade, SA 5000

TEL : 08-8204-8700 FAX : 08-8204-8734

Email : localgov@saugov.sa.gov.au

URL : <http://www.localgovt.sa.gov.au/>

- 財務省

Department of Treasury and Finance

200 Victoria Square, Adelaide, SA 5000

(Postal Address) GPO Box 1045, Adelaide, SA 5001

TEL : 08-8226-9500 FAX : 08-8226-3819

Email : treasuryweb@saugov.sa.gov.au

URL : <http://www.treasury.sa.gov.au/>

- 地方自治体交付金委員会

The South Australian Local Government Grants Commission

Level 7 Roma Mitchell House, 136 North Terrace, Adelaide, SA 5000

(Postal Address) PO Box 8326, STATION ARCADE, SA 5000

TEL : 08-8204-8719 FAX : 08-8204-8735

URL : <http://www.sacentral.sa.gov.au/agencies/olg/olggrants.htm>

WA

- 地方自治省

Department of Local Government and Regional Development

Level 1 Dumas House, 2 Havelock St, WEST PERTH, WA 6005

(Postal Address) PO Box R1250, PERTH, WA 6844

TEL : 08-9217-1500 FAX : 08-9217-1555

Email : info@dlgrd.wa.gov.au

URL : <http://www.dlgrd.wa.gov.au/default.html>

- 財務省

Department of Treasury and Finance

Governor Stirling Tower, 197 St Georges Terrace, Perth, WA 6000

TEL : 08-9222-9222, 08-9222-8866 FAX : 08-9222-9117

Email : customer.service@dtf.wa.gov.au

URL : http://www.dtf.wa.gov.au/cms/dtf_index.asp

- 地方自治体交付金委員会

The Western Australian Local Government Grants Commission

(Department of Local Government and Regional Development)

Level 1 Dumas House, 2 Havelock St, WEST PERTH, WA 6005

(Postal Address) PO Box R1250, PERTH, WA 6844

TEL : 08-9217-1500 FAX : 08-9217-1555

Email : info@dlgrd.wa.gov.au

URL : <http://www.dlgrd.wa.gov.au/lggc/>

TAS

- 地方自治省

Local Government Division、 Department of Premier and Cabinet
Level 5, Executive Building, 15 Murray St, Hobart, TAS
(Postal Address) GPO Box 123, Hobart, TAS 7001
TEL : 03-6233-2113 FAX : 03-6233-5602
Email : lgdiv@dpac.tas.gov.au
URL : <http://www.dpac.tas.gov.au/divisions/lgo/>

- 財務省

The Department of Treasury and Finance
The Treasury Building, 21 Murray Street, HOBART, TAS 7000
(Postal Address) GPO Box 147, HOBART, TAS 7001
TEL : 03-6233-3100 FAX : 03-6223-2755
Email : reception@treasury.tas.gov.au
URL : <http://www.treasury.tas.gov.au/>

- 地方自治体交付金委員会

The State Grants Commission
(The Department of Treasury and Finance)
The Treasury Building, 21 Murray Street, HOBART, TAS 7000
(Postal Address) GPO Box 147, HOBART, TAS 7001
TEL : 03-6233-3100 FAX : 03-6223-2755
Email : reception@treasury.tas.gov.au
URL : <http://www.treasury.tas.gov.au/sgc>

NT

- 財務省

Northern Territory Treasury
38 Cavenagh Street, Darwin, NT
(Postal Address) GPO Box 1974, Darwin, NT 0801
TEL : 08-8999-7406 FAX : 08-8999-6150
Email : nt.treasury@nt.gov.au
URL : <http://www.nt.gov.au/ntt/>

- 地方自治体交付金委員会

The Northern Territory Grants Commission
RCG House, First Floor, 83-85 Smith Street, Darwin, NT 0800
(Postal Address) GPO Box 4621, Darwin, NT 0801

TEL : 08-8999-8405 FAX : 08-8999-8403

Executive Officer Email : ted.clark@nt.gov.au

URL :

<http://www.dcdsca.nt.gov.au/dcdsca/intranet.nsf/pages/NTGrantsCommission>

ACT

・ 財務省

Department of Treasury

Canberra Nara Centre, Cnr Constitution Ave & London Circuit, Canberra, ACT

(Postal Address) GPO Box 158, Canberra, ACT 2601

TEL : +61-13-22-81 (International) FAX : 02-6207-5886

URL : <http://www.treasury.act.gov.au/>

< 執筆者 >

(財)自治体国際化協会シドニー事務所 所長補佐 村井泰彦

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

| NO | タ イ ト ル | 発刊日 |
|-------|---|------------|
| 第255号 | オーストラリアの政府間財政関係概要 | 2004/5/28 |
| 第254号 | 韓国の教育自治 | 2004/5/28 |
| 第253号 | 英国の地域再生政策 | 2004/5/28 |
| 第252号 | シンガポールの情報化政策と電子行政 | 2004/3/10 |
| 第251号 | フランスの新たな地方分権 その1 | 2003/11/28 |
| 第250号 | タイにおける地方分権化の動向 | 2003/11/26 |
| 第249号 | 中国の年金制度改革 | 2003/10/23 |
| 第248号 | 中国の企業誘致政策 | 2003/8/29 |
| 第247号 | 米国のコミュニティー協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会) | 2003/6/26 |
| 第246号 | 米国における地方公務員制度 | 2003/6/26 |
| 第245号 | 米国の州および地方団体の選挙 | 2003/6/16 |
| 第244号 | 大韓民国の第16代大統領選挙 | 2003/6/16 |
| 第243号 | 韓国電子自治体とIT施策2003 | 2003/6/16 |
| 第242号 | 中国の地方行政改革 | 2003/6/6 |
| 第241号 | 英国の電子自治体 | 2003/3/24 |
| 第240号 | シンガポールの都市計画-コンセプトプラン2001を中心に- | 2003/3/19 |
| 第239号 | オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用 | 2003/2/28 |
| 第238号 | オーストラリアのIT施策 | 2003/2/6 |
| 第237号 | シドニーオリンピックの概況と波及効果 | 2003/2/6 |
| 第236号 | 大韓民国の2002年統一地方選挙 | 2002/11/21 |
| 第235号 | オーストラリア自治体の公務員制度 | 2002/11/18 |
| 第234号 | オーストラリア州政府の公務員制度 | 2002/11/18 |
| 第233号 | ベトナムの行政改革 | 2002/9/27 |
| 第232号 | シンガポールの緑化政策 | 2002/9/27 |
| 第231号 | シンガポールにおける最近の選挙制度の動向 | 2002/9/27 |
| 第230号 | 英国地方自治体の内部構造改革 | 2002/7/9 |
| 第229号 | 中国における農業及び農産物輸出の実態と今後の展開方向 | 2002/6/18 |
| 第228号 | 英国におけるボランタリーセクター - 自治体との新たな連携に向けて - | 2002/5/29 |
| 第227号 | カナダの地方団体の概要 | 2002/5/23 |
| 第226号 | 米国における情報公開制度の現状 | 2002/5/23 |
| 第225号 | 米国における公共交通機関のバリアフリー化の現状-ADA法施行後10年を経過して- | 2002/5/13 |
| 第224号 | 英国におけるジェンダー・ギャップ政策 | 2002/5/13 |
| 第223号 | イングランドにおける権限委譲に向けた動き | 2002/5/13 |
| 第222号 | フランス地方選挙の制度と実態-コミュン議会議員選挙・県議会議員選挙 - | 2001/11/30 |
| 第221号 | フランスの地方分権15年 - 州と県における地方行政 - | 2001/10/12 |
| 第220号 | 韓国自治体のIT施策 | 2001/9/17 |
| 第219号 | マレーシアの教育 | 2001/7/12 |
| 第218号 | アメリカにおける一般廃棄物処理とリサイクル - アメリカの地方団体の一般廃棄物処理への取り組み - | 2001/7/3 |
| 第217号 | 英国における行政評価制度 | 2001/6/29 |
| 第216号 | 米国における中心市街地再開発の現状 | 2001/6/29 |